

全 員 協 議 会 記 録

令和4年11月28日(月)

杉 並 区 議 会

目 次

杉並区実行計画等の一部修正案について	5
質疑	
吉田あい議員	1 2
川原口宏之議員	2 3
安斉あきら議員	3 4
富田たく議員	4 5
川野たかあき議員	5 4
新城せつこ議員	6 0
岩田いくま議員	6 6
佐々木千夏議員	7 3
木梨もりよし議員	7 4
奥山たえこ議員	7 6
堀部やすし議員	8 0
へんみ純一議員	8 3

全 員 協 議 会 記 録

日 時	令和4年11月28日(月) 午後1時～午後5時18分					
場 所	第3・4委員会室					
出席議員 (45名)	議 長	脇 坂	たつや	副 議 長	渡 辺	富士雄
		堀 部	やすし		奥 山	たえこ
		佐々木	千 夏		へんみ	純 一
		野 垣	あきこ		奥 田	雅 子
		松 本	みつひろ		木 梨	もりよし
		ひわき	岳		川 野	たかあき
		山 本	ひろ子		國 崎	たかし
		矢 口	やすゆき		わたなべ	友 貴
		大 泉	やすまさ		酒 井	まさえ
		山 田	耕 平		そ ね	文 子
		藤 本	なおや		山 本	あけみ
		中 村	康 弘		北	明 範
		川原口	宏 之		松 浦	威 明
		安 斉	あきら		井 原	太 一
		大和田	伸		今 井	ひろし
		富 田	た く		金 子	けんたろう
		くすやま	美 紀		けしば	誠 一
		新 城	せつこ		岩 田	いくま
		太 田	哲 二		大 槻	城 一
		島 田	敏 光		大 熊	昌 巳
		小 川	宗次郎		浅 井	くにお
		吉 田	あ い		井 口	かづ子
欠 席 委 員 (3名)		ほらぐち	ともこ		松 尾	ゆ り
		小 林	ゆ み			
出席説明員	区 長	岸 本	聡 子	副 区 長	渡 辺	幸 一
	教 育 長	白 石	高 士	政策経営部長	関 谷	隆
	区政経営改革 担当部長	中 辻	司	デジタル戦略 担当部長	岡 本	勝 実
	企 画 課 長 事務取扱政策 経営部参事	山 田	隆 史	区政経営改革 担当課長	森	令 子

出席説明員

施設マネジメント 担当課長	最上 亮	情報管理課長	黒澤 勝美
情報システム 担当課長 デジタル戦略 担当課長	倉島 恭一	総務部長	白垣 学
総務課長	秋吉 誠吾	経理課長	福本 弘
区政相談課長	犬飼 かおる	危機管理室長	寺井 茂樹
区民生活部長	徳嵩 淳一	区民生活部 管理課長 男女共同参画 担当課長 事務取扱区民 生活部参事	阿出川 潔
地域施設 担当課長	青木 誠	文化・交流 課長	田森 亮
スポーツ 振興課長	高林 典生	保健福祉部長	喜多川 和美
高齢者 担当部長	北風 進	保健福祉部 管理課長 事務取扱保健 福祉部参事	白井 教之
国保年金課長	日暮 修通	障害者 施策課長	山田 恵理子
障害者 生活支援課長	植田 敏郎	高齢者 施策課長 高齢者施設 整備担当課長	河合 義人
子ども家庭部長	武井 浩司	子ども家庭部 管理課長 事務取扱子 ども家庭部参事	福原 善之
子ども家庭支 援担当課長 児童相談所 設置準備 担当課長	三浦 恵利子	保育課長	矢花 伸二
保育施設 担当課長	樋口 拓哉	児童青少年 課長 子ども 居場所づくり 担当課長	高倉 智史
学童クラブ 整備担当課長	千葉 俊明	都市整備部長	井上 純良
まちづくり 担当部長	野口 知希	土木担当部長	土肥野 幸利

出席説明員	都市整備部 参事 (道路担当)	友 金 幸 浩	都市整備部長 管理課長 事務取扱 整備部参事	花 岡 雅 博
	都市企画 担当課長	野 澤 巡	住宅課長	神 村 省 吾
	拠点整備 担当課長	塚 田 千賀子	土木管理課長 事務取扱 整備部参事	三 浦 純 悦
	土木計画課長	安 藤 武 彦	都市計画道路 担当課長	星 野 剛 志
	環境部長	伊 藤 宗 敏	環境課長 温暖化対策 担当課長	小 松 由美子
	杉並清掃 事務所長	坪 川 征 尋	教育委員会 事務局次長	齊 藤 俊 朗
	庶務課長	村 野 貴 弘	特別支援 課長	正 富 富士夫
	学校支援課長	宮 崎 敬 司		
事務局職員	事務局長	内 藤 友 行	事務局次長 事務代理 係長	久保井 悦 代
	議事係長	蓑 輪 悦 男	担当書記	三 井 真太郎
	担当書記	矢 澤 泉 未		

議長 これより全員協議会を開会いたします。

お諮りいたします。

傍聴人から撮影、録音、パソコン等電子機器使用、動画同時配信の申出があった場合は、これを許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議ないものと認めます。よって、申出があった場合は許可することといたします。

本日の議題は、杉並区実行計画等の一部修正案についてであります。

このほど区長から、この件について全議員に説明したい旨の申出がありましたので、本日、全員協議会を開会することとしたものです。

なお、理事者は着座のまま発言していただいて結構ですが、挙手と役職名の名のりを明確にさせていただくようお願いしておきます。

初めに、区長から挨拶があります。

区長 本日は、御多忙のところ全員協議会を開催していただき、誠にありがとうございます。開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

区では昨年度、区議会の御決議を経て、杉並区が目指すまちの姿を「みどり豊かな住まいのみやこ」とする新たな杉並区基本構想を策定し、その実現に向けた具体的な道筋である新たな杉並区総合計画等を策定いたしまして、この4月から各計画に基づく取組がスタートしております。今般、私が掲げた公約の実現に向けた検討を速やかにスタートする観点、また、策定後の状況変化などを計画に機動的に反映していく観点から、杉並区実行計画等の一部を修正することとし、このたび、一部修正案を取りまとめましたので、その内容を御説明させていただきます。

一部修正案につきましては、12月1日から来年1月4日までの間、区民等の意見提出手続を実施いたします。

何とぞ議員各位の御理解をお願いいたします。

なお、一部修正案の概要につきましては、この後、政策経営部長などから御説明をさせていただきます。

以上、簡単ではありますが、冒頭の御挨拶に代えさせていただきます。

議長 それでは、これより説明を聴取いたします。

政策経営部長 それでは、これから杉並区実行計画等の一部修正案について御説明をいたします。

私からは、全体の概要等について御説明を申し上げます。御配付させていただいてお

ります一部修正案を御覧ください。

まず1ページでございますが、計画修正の趣旨といたしましては、総合計画等の初年度に当たる今年度、新区長の就任を受け、速やかな対応等を要する内容や、総合計画等の策定後の社会経済環境や状況の変化等について総合計画等に機動的に反映させるため、各計画の一部を修正するというものでございます。修正する計画は、杉並区実行計画、同区政経営改革推進計画、同協働推進計画、同デジタル化推進計画及び杉並区区立施設再編整備計画（第2期）・第1次実施プランになります。杉並区総合計画につきましては、今回修正はしておりませんが、本来6年度に予定していた計画の改定作業を来年度に1年前倒しで行うことといたしますので、その際に必要に応じて見直しを行ってまいります。

次に、計画修正の概要でございますが、大きく分けて、区長の公約等を踏まえた修正と、3ページでございますが、状況の変化等に伴う修正の2つに分けて記載しております。

まず、区長の公約等を踏まえた修正でございますが、実行計画につきましては13事業の修正を行います。そのうち主な修正といたしましては、新たな計画事業といたしまして、区民参加による気候変動対策の推進、ヤングケアラー支援の推進、子どもの権利擁護の推進を計画化いたします。また、既定事業の男女共同参画の推進に新たな取組としてパートナーシップ制度について追加するほか、既定事業の都市計画道路の整備については効果の検証を行い、必要性を検討するための修正を行います。

次に、区政経営改革推進計画でございますが、12事業の修正を行います。主なポイントといたしましては、指定管理者制度に係る事業について、2ページの表に記載しているとおり、来年度に効果等の検証を行い、その結果を踏まえた方針を決定し、6年度には方針に基づく取組を実施することとしてございます。民営化・民間委託に係る事業につきましても、来年度に効果等の検証を行います。検証結果を踏まえた方針については、6年度に決定することとしております。主な修正といたしましては、新たに区政情報の共有の推進、参加型予算の実施について計画化するほか、既定の区政を話し合う会の実施に、新たに区民との対話の機会の拡充の取組を追加し、また、既定の使用料・手数料等の見直しでは、使用料の改定に当たり、検証を行う修正をしてございます。

次に、協働推進計画でございますが、3事業の修正を行います。主な修正といたしましては、区政経営改革推進計画と同様でございますが、新たに参加型予算の実施について計画化いたします。

次に、デジタル化推進計画でございますが、2事業の修正を行います。主な修正とし

ましては、新たにデジタル技術を活用した遠隔手話の導入、ペーパーレス会議の促進について計画化します。

次に、区立施設再編整備計画ですが、7事業、27の取組について修正を行います。主なポイントといたしましては、児童館、ゆうゆう館等に関する事業は原則として一旦休止し、これまでの取組の検証等を行うこととしております。主な修正といたしましては、小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施、（仮称）コミュニティふらっと浜田山の再編整備について取組内容の修正を行います。

次に、3ページの状況の変化等に伴う修正でございますが、まず実行計画では10事業について修正を行います。主な修正といたしましては、既定事業である部活動の充実に新たに部活動の地域移行に向けた検討の取組を追加するほか、既定事業の修正を行います。

区政経営改革推進計画では既定の1事業、学校給食の調理委託の推進について修正を行います。

デジタル化推進計画では4事業について修正を行います。主な修正といたしましては、デジタルデバイドの解消に向けた取組として、新たに障害者のデジタル技術活用に向けた支援を計画化いたします。

区立施設再編整備計画では6事業、9つの取組の修正を行います。主な修正といたしましては、済美養護学校中学部の移転に伴うセンター機能の移転等について修正を行います。

簡単ではございますが、私からの説明は以上です。具体的な内容につきましては各計画の所管課長より御説明を申し上げます。

企画課長 それでは、これから各計画の修正概要について、それぞれの計画の所管課長から御説明を申し上げます。時間の関係上、要点のみ簡潔にということで御理解いただきたいと存じます。

まず私からは、実行計画について御説明いたします。冊子では5ページから24ページまでが区長の公約等を踏まえた修正の13事業、また25ページから36ページまでが状況の変化等に伴う修正の10事業となります。

まず、新たな計画事業でございますが、13ページの区民参加による気候変動対策の推進、また、17ページのヤングケアラー支援の推進、18ページの子どもの権利擁護の推進の3つとなります。いずれも、区長公約に基づく取組として5年度から検討を開始するものです。

修正するものといたしましては、まず9ページ、10ページ、これは施策5の関連でご

ざいますが、都市マスタープランの改定作業の状況を踏まえた修正ですが、都市計画道路の整備の中で既に事業認可を取得している区間については、住民との合意形成を図りつつ事業を進める一方、事業認可を取得していない区間については、防災機能の強化や環境負荷の軽減を図る観点などから効果の検証を行い、その結果を踏まえて必要性を検討することといたします。

次に、11ページ、住宅確保要配慮者の居住支援の充実の中に家賃助成制度による居住支援の検討を追記、また、14ページの男女共同参画の推進に新たにパートナーシップ制度に関する取組を追加、16ページに参りまして、子どもの貧困に関する実態調査の実施を追加いたします。

また、19ページから22ページまでの4つの事業につきましては、いずれも児童館の再編整備に関わる実行計画事業について、これまでの取組の検証と今後行ってまいりますよりよい子供の居場所づくりの検討を踏まえて今後の方針を決定していく旨の記載を追記しております。

また、23ページにつきましては、ゆうゆう館、コミュニティふらっとについて、施設再編整備の取組の検証を踏まえ、今後の方針を決定する旨の記載を追加いたしました。

次に、25ページ以降につきましては、昨年度の計画策定以降の状況変化を受けて、部分的に取組のスケジュールなどを修正するものです。こちらにつきましては、新規の取組はございません。

まず27ページでは、西荻窪と富士見ヶ丘の各まちづくり方針策定の進捗状況を踏まえ、スケジュールの修正、28、29ページでは、都市整備部門の個別計画の策定のスケジュール修正がそれぞれ記載をされております。

また、30ページは、区立児童相談所の設計スケジュールの一部修正に伴う内容が、また31ページは、この間の認可保育所の利用申請状況等を踏まえて、保育施設の新設整備を5年度以降は計画化しないこととする内容がそれぞれ修正をされております。

32ページになります。部活動の充実、また1ページ飛ばしていただきまして、34ページの学校施設の有効活用の推進、また35ページ、新しい学校づくりの推進、さらに36ページのスポーツに関する実行計画事業につきましては、いずれも高円寺学園で今年からモデル実施しております学校施設有効活用モデル事業の進捗を踏まえまして、スケジュールの修正、また取組内容の一部修正を行っているものでございます。

最後に、33ページ、実行計画最後になりますが、済美養護学校の教育環境整備につきましては、埋蔵文化財の試掘調査などこの間の事情の変化を受け、スケジュールを一部修正することとしたものです。

雑駁でございますが、私からは以上です。

区政経営改革担当課長 私からは、区政経営改革推進計画及び協働推進計画の主な修正点について御説明します。

初めに、区政経営改革推進計画についてです。39ページが、区長の公約等を踏まえた修正、12事業の一覧です。新規事業は2事業、委託や指定管理者制度の検証を伴う事業は7事業となります。

個別の事業についてですが、まず42ページ、新規事業として区政情報の共有の推進を追加し、透明性のある区政を実現することを計画化しました。

43ページから49ページは、民営化・民間委託、指定管理者制度の検証に係る事業です。43ページの民営化・民間委託等の推進を御覧ください。説明文に今後の新たな方針については、効果等を検証の上、決定する旨を記載しています。指定管理者制度については効果等を検証の上、5年度に方針を決定することとし、民営化・民間委託につきましても、事業数が多く、業務も多岐にわたることなどから、検証の対象事業の選定も含め、丁寧な検証には時間を要するため、方針決定を6年度としています。

44ページから49ページの効果等検証につきましても、同様の考え方に基づき、計画を修正しております。

51ページ、区政を話し合う会の実施は、区民との対話の機会の拡充を追加しております。

52ページは、新規事業として参加型予算の実施を計画化し、5年度のモデル実施を経て6年度に実施する計画案としています。

状況の変化等に伴う修正については、55ページの学校給食の調理委託の推進の1事業となり、職員の退職状況を踏まえ、5年度の実施コースを修正しております。

区政経営改革推進計画は以上です。

続きまして、59ページからの協働推進計画を御説明します。修正は、区長の公約等を踏まえた3事業のみとなります。

61ページを御覧ください。様々な手法による区民・民間事業者との連携事業の推進については、区民やNPO、大学、民間事業者などと連携していく旨が明確になるよう修正いたしました。

62、63ページの事業は区政経営改革推進計画と同様の修正を行うものです。

私からは以上です。

デジタル戦略担当課長 私のほうからは、デジタル化推進計画の修正について御説明いたします。

67ページを御覧ください。区長の公約等を踏まえた修正としまして記載の2事業がございます。

内容はまず69ページを御覧ください。デジタル技術を活用した遠隔手話の導入になります。聴覚障害者が区役所等を訪れた際に、端末等を活用して手話による窓口対応ができるシステムを導入し、窓口での区民の利便性向上を図るものです。

次に、70ページを御覧ください。ペーパーレス会議の促進になります。持ち運びのしやすいパソコンの導入や、会議室への大型モニターなどの設置などを行い、会議のペーパーレス化を促進するものでございます。

次に、71ページを御覧ください。状況の変化等に伴う修正としまして記載の4事業がございます。そのうち73ページから74ページの粗大ごみ受付システムへのAIチャットボットの導入及びデジタル技術を活用した水防情報の提供の2事業につきましては、当初の計画よりも先行して運用が可能となった取組がございましたので、記載のとおり修正してございます。

次に、75ページは、障害者のデジタル技術活用に向けた支援でございます。この間も取り組んでいる取組に加え、東京都が企画する取組なども活用しながら、デジタルディバイド対策を推進してまいります。

最後に、76ページの電子契約の導入の事業につきましては、実施時期が早まったため記載のとおり修正してございます。

説明は以上となります。

施設マネジメント担当課長 私からは、区立施設再編整備計画の修正について御説明いたします。

まず、78ページに一部修正の基本的な考え方を示しております。区長の公約等を踏まえた修正では、児童館、ゆうゆう館等の再編整備について、これまでの取組の検証等を行い、新たな方針を決定する予定であることから、昨年度に策定した第1次実施プランにおいて計画化を図った児童館、ゆうゆう館等に関する事業については、この新たな方針等を決定するまでの間、原則として一旦休止することとしております。ただし、緊急性の高い行政課題への対応や取組の進捗状況等により、現段階で休止することが困難な事業については、計画どおり、または取組の一部を修正した上で進めてまいります。

該当する事業ですが、79ページに、表1といたしまして、一旦休止する事業として6事業、具体的には、高井戸西児童館、ゆうゆう高井戸西館の建物を解体してコミュニティふらっとを整備する事業、高井戸児童館を子ども・子育てプラザへ転用する事業、阿佐谷児童館を子ども・子育てプラザへ転用する事業、浜田山会館をコミュニティふらっ

とへ転用する事業、上荻窪会議室等跡地にコミュニティふらっとを整備する事業、旧宮前自転車集積所に子ども・子育てプラザを整備する事業、これらの事業を一旦休止といたしております。

次に、80ページと81ページでは表2といたしまして、計画どおり、または一部修正して実施する事業として5事業、具体的には、下高井戸児童館を子ども・子育てプラザへ転用する事業、方南区民集会所をコミュニティふらっとへ転用する事業、阿佐谷南児童館の小学生の居場所の機能を移転する事業、本天沼区民集会所をコミュニティふらっとへ転用する事業、ゆうゆう高円寺南館の機能をコミュニティふらっとへ機能を継承する事業として整理してございます。

82ページと83ページでは、これらの事業に関する修正する取組の一覧を示しており、全部で27の取組がございまして、主な取組といたしましては、90ページに児童館の再編に関連する取組として小学生の放課後等居場所事業の小学校内の実施について記載しております。一旦休止するものにつきましては、これまでの再編整備の取組の検証や今後のよりよい子供の居場所についての検討等を踏まえ、令和6年度中に今後の方針を決定していくものとしております。

次に、109ページでは、ゆうゆう館の再編に関連する取組として、ゆうゆう高井戸東館の機能継承について記載しております。浜名山会館を改修して整備するコミュニティふらっとにゆうゆう館の機能を継承する計画につきましては、これまでの再編整備の取組の検証等を踏まえ、令和5年度中に今後の方針を決定していくものとしております。

次に、114ページでは、状況の変化等に伴う修正に関する取組の一覧を示しており、全部で9つの取組がございまして、主な取組としては、117ページでは、保育施設の跡地活用として、定期利用保育施設和田堀、保育室上井草西の廃止後の跡地活用を記載しております。

次に、118ページでは、区民事務所会議室の跡地活用として、上井草会議室、和田会議室の廃止後の跡地活用を記載しております。

私からは以上でございまして。

議長 以上で修正案の説明を終わります。

これよりただいまの説明に対して質疑に入ります。

質疑の方法につきましては、あらかじめ議会運営委員会で確認されてはいますが、改めてお伝えをいたします。

質疑は、各会派の代表者が発言者席においてまとめて一括で御発言願います。質疑の時間は、電子データにより御配付した全員協議会日程及び各会派別質疑持ち時間のとお

りです。

計測方法ですが、質問者が起立したときから着席するまでを計らせていただきますので、御了承願います。

理事者の答弁を受けた後、再度の質疑がある場合は、残り時間の範囲内でお願いいたします。

なお、委員会室の入退室については、理事者、議員とも適宜入退室していただいて結構ですが、定足数のため議員については各会派半数以上の出席をお願いいたします。

以上、円滑な進行に御協力くださいますようお願いいたします。

それでは、多数会派順に質疑を行います。

質疑の対象は、ただいま説明のあった杉並区実行計画等の一部修正案に関するものですので、御留意願います。

なお、理事者の答弁は迅速かつ簡潔をお願いいたします。

あらかじめ各会派の代表者の方をお聞きしておりますので、私から順次指名いたします。

それでは、吉田あい議員。

吉田議員 それでは、最初ですので、まず総論部分から伺ってまいります。

今回示された実行計画など毎年度修正について、その趣旨と狙い、基本的な考え方について改めて御説明ください。

次に、今回は総合計画部分は修正を行いませんでした。つまり施策全体の目標部分や施策指標はそのままということだが、施策を具体化する実行計画の部分は複数箇所修正することとなります。岸本区長が尊重すると表明した基本構想に加えて、計画全体としての整合性はしっかり取れているのか、確認します。

次に、年度内のスケジュールについてです。12月1日からのパブコメを経て、この毎年度修正案の内容が最終的に決定されるのはいつ頃となるのでしょうか。その際、パブコメを受けてさらに修正を行う場合、それを来年度予算にどのように反映させていくことになるのでしょうか、確認します。

そもそも実行計画全体として修正するに当たっての予算規模が示されていません。修正後の支出に関して財政フレームが全く示されていないのは、計画として不完全と言わざるを得ません。どの計画にどの程度の予算規模を想定しているのか、修正案を考える上で根底となる大事な部分なので、明確な答弁を求めます。

次に、事業の検証について伺います。今般、修正を行う各計画において、効果の検証を行うとの記述が多数見られます。効果検証については、これまでも各事業において必

要に応じしっかりとやってきているとの認識がありますので、改めて検証を行う必要性について疑問を感じます。特に民間活力の活用に係る検証については注意する必要があると考えています。具体的にどのような検証を行う予定なのでしょうか、そのスケジュールはどうなっているのか、確認します。

次に、区長のPFIや指定管理者制度、民営化などに関する考え方は伺いました。一方で、これまで民営化等が果たしてきた成果は決して小さくありません。民営化などによる負の側面のみならず目を向けるのではなく、サービスの向上や歳出の削減、効率性の向上といったプラスの側面にもしっかりと目を向けて検証を行うべきと考えます。区の見解はいかがでしょうか。

また、検証により民間活力の活用についてこれまでの方針を転換することになれば、行政の安定性や継続性を壊すことになり、区民サービスに大きな混乱が生じる可能性が考えられます。仮に方針転換を行い、民間活力を活用しないとなった場合、コストの大幅な増加も考えられます。区民が負担することになる、その財源については明確に示す必要があるが、どのように考えているのでしょうか。

以下、個別の施策についても確認させていただきます。

まず、都市計画道路の整備についてです。これまで重点事業として防災性、利便性の向上を図るために進められてきた都市計画道路の整備が後退しているような印象を受けます。先日晒された杉並区まちづくり基本方針の修正骨子案でも大幅に都市計画道路に関する記述が変更されています。まず区長は、基本構想を尊重するとしているが、防災・防犯分野の災害に強いまちの基盤づくりと、まちづくり・地域産業分野の安全・安心で利便性の高い移動環境の創出を進めるための重点的な取組との内容にそごを来しているのではないかと見受けられますが、見解を求めます。

事業認可を受けた路線は事業を進め、許可を取得していない区間については必要性を検討すること、補助132号線については、西荻駅を含む未認可の区間も検討するのか、既に事業が進められている北側の認可区間への影響はないのか、確認します。

区議会においても、令和4年第2回定例会の都市環境委員会において、補助132号線の事業廃止や凍結を求める陳情審査が行われましたが、都市計画道路の整備の必要性から不採択となっています。早期に整備を望む声をしっかりと受け止め、安全・安心なまちづくりに向けて事業を進めてもらいたいと考えるが、いかがでしょうか。

次に、気候区民会議について伺います。岸本区長が気候問題に熱心に取り組んでおられることは承知しておりますし、地球温暖化や気候変動対策は喫緊に取り組むべき課題であると我が会派も考えております。しかし、修正案の施策9を見ますと、気候区民会

議の位置づけや専門家や学識経験者の参加の有無などがこれだけでは理解することができません。具体的な説明を求めます。

次に、パートナーシップ制度創設、運用の追加についてです。我が会派のわたなべ議員の一般質問でも伺いましたが、再度確認させていただきます。当事者が住宅や病院で不便を感じているとの意見があるのならば、まずは不動産関係団体や医師会など民間事業者に事実確認を行い、改善を求め、不便解消を行うことが先決であると考えます。にもかかわらず、民間事業者への聞き取りや調査を一切行っていないのはなぜでしょうか。早急に行うべきと考えますが、区の見解はいかがでしょう。また、今後も聞き取りや調査を行わないというのであれば、その理由を示してください。

もっと看過できないのが、パートナーシップ制度創設の中にしれっと事実婚が含まれていることです。区民生活委員会の中で井原議員からも指摘させていただきましたが、事実婚は我が国の婚姻制度に関わることであり、この内容こそ、まずは広く区民意見を聴取すべきです。事実婚に対する区民の考え方が不透明である以上、拙速に進めるべきではないと考えますが、区の見解を求めます。

次に、子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実に目を移します。子どもの貧困対策の推進はしっかりと取り組むべき課題です。しかし、「子どもの貧困に関する実態調査実施」とありますが、支援に関しての記述がありません。これにはどのような意図が含まれているのか、説明を求めます。

次に、区立児童相談所設置準備の修正は年度内の設計の案分変更だけです。その意図はどういうことなのか、説明を求めます。

また、新たに子どもの権利擁護の推進が掲げられました。ここでいう児童の権利に関する条約は、平成元年11月、国連総会において採択された子どもの権利条約の理念に基づいて出されたものと考えます。これを受け、文科省では平成6年5月に本条約は基本的人権の尊重を基本理念に掲げる日本国憲法、教育基本法などと軸を一にするものであるから、教育機関において特に法令等の改正の必要はないという趣旨を出されています。このような通知が出されているにもかかわらず、区が独自で条例を制定しようとする理由は何か、憲法や教育基本法では、子供の人権が十分に守られていないと判断し、区独自で子どもの権利条約を制定しようと考えているのならば、その明確な理由、明確な根拠を示してください。

次に、部活動の充実についてです。部活動の地域移行に向けた検討は専門家等が参加する審議会、検討会を行うのか、確認します。

次に、特別な施策を必要とする子どもを支える教育現場の整備です。済美養護学校な

どの教育環境整備の改修について後退しているが、これはどのような考えがあって修正なのか、その計画の想定について内容を確認します。

次に、杉並区区政経営改革推進計画に移ります。

方針4、参加型予算の実施について。自治の更なる発展と、自治体間連携の強化の中にあります参加型予算の実施については、参加する区民は一般公募なのか、抽出する区民なのか、意見交換した区民意見によって予算編成が変更した場合、その変更内容は公開するのか否か、伺います。

次に、杉並区区立施設再編整備計画（第2期）・第1次実施プランについてです。

表1にあります施設整備の取組を一旦休止する事業についてです。児童館の再編が一旦休止、再検討されることにより多くの子ども・子育てプラザの開設が先延ばしとなってしまいます。子ども・子育てプラザは、子育て親子の孤立を防ぎ、親の支えとなり、虐待や不適切な養育を防止するまさに乳幼児の子供の権利を守るための施設です。このような観点から、子ども・子育てプラザの設置は喫緊に整備を進めるべきものと考えています。開設をどの程度先送りするおつもりなのか、子育て親子の権利との関係、バランスをどのように考えているか、伺います。

また、家庭でもない、学校でもない、子供たちにとっての第3の居場所、サードプレイスはとても重要と考えます。子供たちが安心して通える居場所についてもしっかりと確保すべきと考えますが、区の見解はいかがでしょうか。

表2、計画どおり又は一部修正して実施する事業についてです。ゆうゆう高円寺南館は、現在も一定の利用があり、図書館複合施設に機能を継承するには問題があると考えています。建設工事が行われていない現状では、一旦休止して利用者の皆さんなど、地域の声をしっかりと聞くべきと考えますが、区の見解を伺います。

以上、明確な答弁を求めて質問を終わります。

議長 ただいまの質疑に対し、答弁をお願いいたします。

政策経営部長 それではまず、私のほうから、今般の計画修正の考え方やスケジュール、それから財政計画についての総枠的な御質問がございましたので、それについての御答弁と、それから参加型予算についても併せて御答弁させていただきます。

まず、今回示された実行計画等の毎年度修正についての考え方でございますけれども、これは総合計画策定時の方針の中で、変化の極めて激しい社会経済環境、時代潮流の中で、実行計画等の毎年度修正はそもそも織り込んでございました。加えて、岸本新区政がスタートすることによって、公約等の関連で速やかな対応を要する事項等について計画化する必要が生じたということによるものでございます。

次に、修正案の決定時期やパブコメを踏まえた新年度予算への反映についての御質問がございましたが、これについては年明け1月4日までがパブコメ期間となっており、内容を精査し、対応等について検討を行い、必要に応じ修正を行い、予算を伴う事項については当初予算に反映させる、この工程に一定時間を応用するということになるため、当初の新年度予算提案に間に合わなければ、同時補正も念頭においてまいります。昨年の総合計画の策定時において、新年度予算の特別委員会開催前に意思決定を行い、予特初日に計画決定について御説明させていただく場を設けさせていただきました。意思決定の時期については昨年と同様のスケジュールになるかと考えてございますが、御説明の場等については議会と改めて協議、調整を図る必要があるかというふうに考えております。

次に、財政計画を示していない理由でございますが、今回の単年度部分修正における財政計画については、実行計画の修正部分についてのみ変更する予定としてございます。修正による大きな増減は伴わないものと想定してございますけれども、予算編成の中で事業費を確定させていくということのため、現時点ではお示しはできないということになります。最終的な計画決定時点でお示しをさせていただきます。

なお、昨年の総合計画の策定時においても同様の対応を取らせていただいたところであります。

次に、参加型予算についてでございますが、参加型予算に参加する区民をどう選ぶのか、区民とのやり取りを公表するのかなどという御質問がございましたけれども、国際的な実施例を見ますと、実施制度の相違があつて、様々な制度設計があります。本区での具体的な検討はこれからということになりますけれども、大まかなイメージで申し上げますと、予算編成の過程において予算の一定割合の用途について意見を公募して、採択したものを長が予算化して議会にお諮りするイメージになるかと考えております。提案内容をどのようにチョイスしていくのか、具体的に仕組みをどうしていくのかということはこれから検討してまいりますけれども、5年度はモデル的に森林環境譲与税基金、これは現時点で1,000万円ほどございますけれども、この用途について事業提案を受ける仕組みを組み立てて実施していく予定でございます。

参加型予算については、とりわけそのプロセスを含めて幅広く公開していくことが何よりも大切であるというふうに受け止めております。

私からは以上でございます。

企画課長 私からは、基本構想を加えた計画全体の整合性についての御質問にお答えいたします。

もとより基本構想が目指す大きな目標、これは将来のまちの姿、区民と共につくった大きな大事なものでございますので、全体としての整合性、つながりは常にそこを意識しなければならないということで、今回の修正案についても策定をしてきたというところですが、ただ、来年度全面改定1年前倒しでしていくということにいたしました。今年度につきましては、29施策の全体の総合計画の体系については変更しないというようなことも方針に盛り込んだところがございます、そこについては来年度の全面改定の際にしっかり見直しが必要な部分は見直していくということにしてまいります。基本構想全体を意識した大きなつながり、枠組みとしてはしっかり整合性を図るということで今回の修正についても進めてきたということで、そこは今回でも修正の中でも意識してきた、また来年度の全面改定のときにはそこも含めた見直しを行っていくと、そういう考え方でございますので、御理解ください。

私から以上です。

区政経営改革担当課長 私からは、民間委託や指定管理者制度の導入の検証に関するお尋ねにお答えいたします。

まず、今回の検証は、民間委託や指定管理者制度の導入前に想定していましたサービスの向上やコスト削減といった効果が得られているのかを調査分析し、今後の活用に関する方針を検討していくものでございます。指定管理者制度については、事業者や従事者、利用者に対しての調査や、無作為抽出による区民アンケートなどを行い、運営に係る現状を正確に把握し、有識者の助言等を踏まえて分析を進め、前倒しで行う計画改定への反映を目指しまして、令和5年3月から5月を目途に検証結果をまとめる予定です。

民営化・民間委託については、指定管理者制度の検証に準じた内容で行う想定ですが、今年度中に詳細な検証内容やスケジュールを検討しまして、必要な見直しを6年度に行う計画の毎年度修正に反映していく予定でございます。また検証に当たりましては、委員の御指摘のとおり、負の側面のみに終始するのではなく、幅広く様々な角度から調査を実施しまして、現状を正確に把握した上で分析を進め、公正で透明性のある検証としてまいります。

また、コストについては検証の重要な要素であり、今後の活用方針の検討には欠かせないものと考えています。仮にこれまでの方針を展開することにより、新たなコストが生じる際には、その財源等についても検討し、示していく必要があるものと認識してございます。

私からは以上です。

都市計画道路担当課長 私からは、都市計画道路の整備に関する御質問にお答えいたしま

す。

まず、都市計画道路に関する記述の基本構想における重点的な取組との関係についてでございますが、まちづくり基本方針の修正骨子案においても都市計画道路の必要性を否定しているわけではございません。基本構想を尊重するという考えに違いはございません。

次に、補助132号線整備の必要性の検証についてですが、現在の第四次事業化計画の計画期間は令和7年度まででございます。今後、第五次事業化計画の検討が始まる予定でして、事業化していない都市計画道路について、都と区市町で改めて東京の将来都市計画道路ネットワークの検証をしていくこととなります。これには補助132号線の西荻窪駅を含む未認可区間についても含まれます。検証の結果がどうあれ、既に事業着手している区間への影響がないように対応してまいります。

私からの最後に、補助132号線に関わる陳情審査の結果につきましては、都市環境委員会での審査結果のとおり、区といたしましても、事業の廃止や凍結をする考えはございません。しかし、都市計画道路のようなまちづくりに大きく影響する事業では、賛成、反対、様々な意見や立場の違いがあり、現状、まちの中に対立構造ができてしまっていることも認識しております。これらを解決するためにも対話によるまちづくりにつなげていきたいと考え、区民と区長との対話集会「さとことブレスト」など、これまでとは違った手法を取り入れまして、なるべく多くの区民から意見を聞けるよう取組を進めているところでございます。まちに暮らす人々が主体となって将来のまちづくりに取り組めるような仕組みをつくり、対話を重ねることで、その地域にふさわしい安全・安心のまちづくりにつなげていきたいと考えております。

私からは以上です。

温暖化対策担当課長 私からは、（仮称）気候区民会議についてお答えしたいと思います。

（仮称）気候区民会議は、他自治体の先行事例などを基に現在も調査研究を進めてございまして、また計画案のとおり今後も進めてまいります。そういった中で、現時点では、会議の位置づけを含めて詳細未定でございます。専門家や学識経験者の参加につきましては、調査研究の中で意見を伺うとともに、会議開催に当たりましては、区民向けの講義などに御協力をいただきたいと思いますと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

男女共同参画担当課長 私からは、パートナーシップ制度の創設、運用の追加についての質問にお答えさせていただきます。

当事者が不便を抱えることに関しての調査に関する御質問がございました。他の議員

からの一般質問でもお答えしておりますが、同性パートナーカップルが婚姻関係にないことから、医療現場や賃貸住宅の入居に当たり不便を抱えていることについては、東京都が性的マイノリティー当事者を対象に昨年度実施した性自認及び性的指向に関する調査や、当事者団体との意見交換を通して一定程度把握ができているため、現時点で改めて調査を行うことは考えてございません。

また、区内事業者に対する働きかけにつきましては、パートナーシップ制度の運用に合わせて、本制度の趣旨や、事業活動での活用について御理解と御協力をいただけるよう、不動産業界をはじめ、様々な団体に対して丁寧な周知を行っていく考えです。

次に、事実婚に関する質問がございました。区のパートナーシップ制度の骨子案では、国による法的な対応がなされるまでの措置として、事実婚を含め、婚姻制度を利用できない、または利用しづらいパートナーシップ関係にある2人を対象者として幅広く包摂していくものとしており、そういった形で取りまとめをさせていただきます。この骨子案については、根拠となる条例案とともに12月1日からパブリックコメントを実施してまいりますので、区民の方々から多様な意見が寄せられるものと考えており、それを踏まえて必要な修正等を図っていく考えでございます。

私からは以上でございます。

子ども家庭部管理課長 まず、子どもの貧困対策についての御質問ですけれども、令和5年4月に創設されますこども家庭庁におきましては、少子化社会対策、子ども・若者育成支援、子どもの貧困対策、この3つの白書・大綱と一体的に策定する新たなこども大綱の検討、策定が行われる予定でございます。区市町村につきましては、この大綱を勘案したこども計画の策定が求められているところでございます。

子どもの貧困対策に資する取組につきましては、現行の保健福祉計画に記載をしておりますが、今回実施する実態調査を踏まえた支援内容につきましては、この新たなこども計画の中で明らかにしてまいりたいと考えてございます。

次に、子どもの権利条例についての御質問でございます。来年4月、こども基本法が施行されますけれども、この法は憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとりまして、子供施策を総合的に推進することを目的としたものでございます。今後、これに基づいて取組を進めることとなりますが、この第3条の基本理念にも条約の精神が反映されているところでございます。また、本区では、基本構想に掲げる「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」の実現に向けて取組を進めているところでございますが、令和8年度に開設を予定している区立児童相談所の設置をはじめ、子どもの権利を尊重し育ちを支える取組をより一層推進する必要があるという観点から、

区独自の条例の制定を目指すものでございます。

私からは以上です。

児童相談所設置準備担当課長 私からは、区立児童相談所の設計の案分変更についてお答えをいたします。

区立児童相談所の設計は、令和4年度当初から開始し、5年度末までに完了する予定でしたが、令和6年度に施行される児童福祉法の改正の内容を踏まえる必要が生じました。このため、設計にかかる期間は変わりませんが、開始時期が後ろにずれて、終わりが6年度までとなることから、4年、5年で案分していたものを、4年、5年、6年の3年度で案分し直したということでございます。

以上です。

学校支援課長 私からは、部活動地域移行の検討に関する御質問にお答えをいたします。

部活動の地域移行に向けました検討につきましては、学校、保護者、あと地域のスポーツや文化芸術活動に関わります団体等の関係者から成る検討組織を設置いたしまして、検討してまいる予定でございます。

なお、専門家や学識経験者につきましては、必要に応じて御意見等をお聞きしてまいります。

以上でございます。

特別支援教育課長 済美養護学校等の教育環境整備についてお答えいたします。

移転先の済美教育センターでは、地域住民の方に敷地の一部を自由通路として開放しているとともに、施設の前庭には、近隣住民の方や保育園児等の憩いの場所となっております。また、地域内には地域の災害備蓄倉庫等が設置されていることから、町会の方々との要望もしっかりと伺い、地域住民に対しより丁寧な説明を行っていく必要があると考えてございます。このことから、設計期間を十分取って進めることとし、全体の計画スケジュールを当初計画の令和7年3月から8月に変更する必要が生じたため、実行計画等の一部を修正することといたしました。

私からは以上でございます。

児童青少年課長 私からは、まず子ども・子育てプラザに関する御質問にお答えをいたします。

子ども・子育てプラザを含む今後のよりよい子供の居場所につきましては、令和6年度中に結論を得ることを目標に検討を行ってまいる考えでございます。御指摘のとおり、新たな方針を決定するまでの間は、子ども・子育てプラザの整備を含め一旦立ち止まることとなりますが、プラザ未整備の地域におきましては、既存の児童館で有機的事業を

展開してございますので、引き続き御利用いただきまして、そうした中で、子育て家庭が孤立することがないように対応等を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、サードプレイスに関する御質問がございましたけれども、区といたしましても、学校でも家でもない、いわゆるサードプレイスの必要性につきましては、今後正面から受け止めていくべき課題と認識しておりますので、今後行う子供のよりよい居場所の検討を進める中で、どのような居場所が適切であるか考えてまいりたいと存じます。

私からは以上です。

施設マネジメント担当課長 最後になりますが、私からはゆうゆう高円寺南館に関する御質問にお答えいたします。

旧杉八小の跡地活用に当たりましては、施設の用途や配置等を検討する段階から、地域の皆様の御意見、御要望を丁寧に聞き、活発に意見交換をしながら活用案を共に作り上げてまいりました。この中で（仮称）高円寺図書館等複合施設として整備するコミュニティふらっとには集会室を4室設けるとともに、利用に当たりましては、ゆうゆう高円寺南館の現在の活動実態等を踏まえ、高齢者の優先枠を設定することから、現在2部屋で活動いただいているゆうゆう高円寺南館で活動されている高齢者団体の皆さんの活動場所はしっかりと確保できるものと考えております。

また、建設工事の状況でございますが、一部入札不調に終わった工事を除きまして、さきの第3回定例会における建設工事の契約議案の議決を踏まえ、建設工事の契約を締結し、11月2日には工事説明会を開催した上で、本日から重機を搬入して工事を開始する段階となっております。こうした状況を踏まえまして、ゆうゆう高円寺南館の機能継承につきましては、ゆうゆう館の再編整備の方向性に基づき、多世代型の新たな地域コミュニティ施設に機能継承していく必要があると判断したことから、計画どおり進めていくとしたものでございます。

一方で、議員から御指摘のように、利用者の方から様々な声をいただいております。例えば場所が移転することにより遠くなるですとか、現在のゆうゆう高円寺南館を残してほしいなど多くの声をいただいております。こうした利用者の方の声には真摯に向き合う必要があると考えております。来月には利用者説明会の開催を予定しておりますので、改めてこの計画の内容を丁寧に御説明するとともに、利用者の方の声をしっかりと受け止め、不安や疑問点を解消できるように努めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

議長 吉田あい議員。

吉田議員 ちょっとだけ再質問させてください。

パートナーシップ制度についてです。我が会派は、現状、お困りの方がいらっしゃるのであれば、しっかりと手を差し伸べ、困り事が解消できるように取り組むべきという立場です。その立場から、こういった理念条例のようなものではなく、実効性のある、そういった制度にすべきと考えます。そのためにはやはり民間事業者さんにちゃんとヒアリングして実態調査を行うべきと考えます。東京都がやっているから、それをそのまま杉並区に移行する、その調査がそのまま杉並区に当てはまるというのであれば、パートナーシップ制度を東京都でつくっているんだから、もうそれで十分じゃないかという同じ理屈になると思いますが、その点はどうなんでしょうか。

次に、事実婚についてなんですが、やはりすごく重たいものだと思うんですね、事実婚の方にもこういったものを認めるというのは。まずは本当に制度設計を必要としている事実婚のカップルがどの程度いらっしゃるって、具体的にどのような困り事があり、その困り事はこの制度を創設することによって本当に解消されるのか、しっかりと調査すべきであると考えます。パートナーシップ制度創設についてのヒアリングを今度12月に行うということですが、その中にそそっと盛り込むんじゃなくて、それはそれでちゃんと調査をして、結論を出すべきものと考えます。やはりちゃんと対話を大事にして、自分の意見と反対の方の意見にも耳を傾ける、こういった制度があることが嫌だとおっしゃる少数マイノリティーの方もいらっしゃる。わたなべ議員がこの間一般質問でもおっしゃっていましたが、そっとしておいてほしいという方もいらっしゃいます。そういった方の声もしっかりと耳を傾けるべきと考えますが、改めて区の見解を伺います。

議長 ただいまの質疑に対し、答弁をお願いいたします。

男女共同参画担当課長 まず、当事者に関する調査、当事者の困り事に関する調査の話がございました。こちらのほうも東京都のほうで当事者マイノリティーの方々に調査を行って、その中で様々な形で不便があるということを確認しているので……（「いつの不便だと聞いているんだよ。今の不便か分からないよ」と呼ぶ者あり）

議長 落ち着いてください。（「団体さん、不動産屋さんとか、医師会とか、そういうところは何で聞かないの。杉並の医師会とか」と呼ぶ者あり）

男女共同参画担当課長 当事者からこちらのほう、御意見を伺っていることであり、現時点では改めて調査する考えはないということでございます。

続きまして、事実婚のことに関する質問がございました。事実婚に関しては、国等の調査の中で、やはり現在の婚姻制度の中で、氏が変わることについて、やはり仕事のキャリア等が引き継ぎができないということで、婚姻制度を利用しづらいという方々がいるという回答を確認してございます。そういったことの不便を解消するためも含めて、

今回、婚姻制度を利用しづらいパートナー関係にある方を対象としたところでございます。

最後に、制度に対して慎重にしてほしいという方々の意見もちゃんと確認してほしいという話がありました。パートナーシップ制度については、こちらは制度を利用するかしないかということについては、対象となるカップルの任意であって、強制するものではないので、他の方々が不利益を生じるものではないと考えてございます。今回12月1日から行うパブリックコメントの中で、制度に慎重な方々の意見、また事実婚に関する意見というのも幅広く区民から聞く中で、またその中で必要な修正がある部分があれば図ってまいりたいと考えてございます。

議長 以上で吉田あい議員の質疑を終わります。

それでは、川原口宏之議員。

川原口議員 杉並区議会公明党として質問してまいります。若干重複があるかもしれませんが、角度を変えて聞いてまいります。

まず、全体を通しまして、効果や取組の検証を踏まえて、検討あるいは決定するという文言が決まり文句のように約30か所記載されている点につきまして、他の議員からも質問がありましたが、もう少し詳しくお聞きします。これまでもPDCAサイクル等によって一つ一つの事業を検証し、修正を加えながら計画を進めてきたと認識しております。これまでの検証のやり方や考え方をどう変えて具体的に何を基準に検証するのか、伺います。

また、これらの検証のほとんどが令和5年度に集中しています。理事者や職員に多大な負荷がかかるのではないかと、区の通常業務に支障を来すのではないかと危惧しています。その時間、労力、経費を数値化して明示していただきますようお願いいたします。

では、実行計画から伺ってまいります。

まずは、まちづくり施策の総合的推進につきまして、ゼロカーボンシティの実現に向けた考え方等を取り入れながら都市計画マスタープランを改定するとしていますが、まちづくりにおけるCO₂削減効果をはかる物差しはどのようなものを用いるのか、伺います。

次に、都市計画道路の整備について。補助第216号線、第227号線の事業化検討が凍結されていますが、これらの路線の事業化について、現在までの検討状況を伺います。

これらの路線はいずれも都の優先整備路線となっています。216号線は世田谷区、227号線は中野区でも事業化が進んでいると考えますが、両区における事業化の状況

はどのようなになっているか、伺います。

また、杉並区が事業化を凍結することによって、世田谷区、中野区に迷惑がかからないのか、そもそも杉並区だけで決めてよいことなのか、伺います。

次に、住宅確保要配慮者の居住支援の充実について。家賃助成制度による居住支援を令和5年度から6年度にかけて検討し実施するとのことですが、家賃助成といっても様々な形があります。区長はどのような制度をイメージしているのか、伺います。

区内に多数存在する民間の空き家や空き室の利活用を促すという観点から、国土交通省の住宅セーフティネット制度によるセーフティーネット住宅をさらに増やしていく取組も有効と考えますが、当区における住宅セーフティネット制度の活用状況はどうなっているのか、また、セーフティーネット住宅を増やすことに関する区の見解を伺います。

区民参加による気候変動対策の推進について。（仮称）気候区民会議の開催を調査研究、検討するとのことですが、この会議の位置づけはどうか、この会議をどのように気候変動対策に結びつけていくおつもりなのか、伺います。

あわせて、区民等との意見交換を行うとのことですが、これは気候区民会議を開催するための区民等との意見交換と捉えてよいのか、また、この区民等とはどのような人たちをイメージしているのか、どのように選ぶのか、伺います。

男女共同参画の推進について。パートナーシップ制度を令和5年度中に創設し、運用を開始するとのこと、ぜひ推進していただきたいという立場ですが、制度創設までのプロセスをどのように考えているのか、伺います。

また、東京都パートナーシップ宣誓制度が今月施行されたばかりですが、この制度内容についての区の見解を伺うとともに、都の制度がある中で区の制度を創設する意義をどのように考えているのか、伺います。

次に、子どもの貧困対策の推進について。ぜひ推進していただきたい立場ですが、これまで就学援助制度等によって把握や援助を行ってきたと思います。子どもの貧困に関する実態調査は何のために、どのような手法を用いて調査を行うのか、伺います。

次に、ヤングケアラー支援の推進について。これもぜひ推進していただきたい項目ですが、早期発見に結びつけるという観点から、実態調査はいつ、どのような手法を用いることを想定しているのか、伺います。

次に、子どもの権利擁護の推進について。子どもの権利に関する条例を制定するとのことですが、都では、都議会において、議員提出議案で全会一致で制定された東京都子ども基本条例が施行されています。この条例について区の見解を伺います。

あわせて、子どもの権利に関する条例を令和5年度は検討、令和6年度は検討、制定

となっていますが、子どもは子供を政争の具にはならない、そして全会一致が基本と考えています。区は条例を制定するに当たり、どのようなプロセスを経てどのようなことに留意することが必要と考えているか、また、都のこども基本条例との整合性をしっかり図る必要があると考えますが、見解を伺います。

次に、放課後等居場所事業の実施・充実について。令和6年度は新規5か所の計画から1か所に大きく後退させていますが、このことによる子供たちへの影響をどのように考えているのか、伺います。

次に、駅周辺まちづくりの推進、良好な景観づくりの推進、総合的な空家等対策の推進について。これらは状況の変化等に伴う修正となっていますが、どのような状況の変化に伴うものなのか、それぞれ計画の策定や改定を1年延期した理由を伺います。

次に、保育施設等の整備・充実について。令和5年度、6年度ともに認可保育所の新設は行わないという理解でよいのか、伺います。

あわせて、認可保育所を新設しなくても、待機児童ゼロを継続できるという合理的な根拠はあるのか、伺います。

また、「歳児別・地域別に保育需要を精査のうえ、必要となる定員の確保に取り組みます」との記載がありますが、新設せずにどのように必要な定員を確保するのか、伺います。

次に、部活動の充実について。モデル実施検証が1年延びた理由、地域移行に向けた検討を始める理由を伺います。

次に、区政経営改革推進計画から伺ってまいります。

民営化・民間委託等の推進について。効果等の検証を実施するということですが、指定管理者制度や民間委託を廃止することを前提に検証するということなのか、伺います。

民間委託等にはメリットもデメリットもあると認識していますが、この際、洗いざらい浮き彫りにしていただいて、その上で、メリットのほうが大きいということが判明した事業については、そのことをしっかり明らかにして、そのメリットをさらに伸ばしていくという観点も必要と考えますが、見解を伺います。

次に、区政を話し合う会の実施について。9月の代表質問でお聞きしましたが、サイレントマジョリティーの声をどうすくい上げるのかという点が明確になっていません。無作為抽出した区民へのアンケート調査等を実施するとしていますが、そういうアンケートでサイレントマジョリティーの声をすくい上げられるとお考えなのか、所見を伺います。

次に、参加型予算の実施について。関与する区民をどのように選定するのでしょうか。

そもそも区民が予算編成に関与できるようにするという事は、区民から直接選挙で選ばれた我々議員の存在をないがしろにすることにならないのか、議会軽視ということにならないのか、議会制民主主義の根幹を揺るがす行為とも受け取れますが、区の見解を伺います。

次に、学校給食の調理委託の推進について。状況の変化等に伴う修正となっていますが、どのような変化があったのか、伺います。

次に、デジタル化推進計画から伺ってまいります。

デジタル技術を活用した遠隔手話の導入について、区役所や区民事務所等の窓口でぜひ導入していただきたいと思いますが、東京都が都庁舎等で既に4年前から提供している遠隔手話通訳と同様のものと理解してよろしいか、同じく東京都が導入している電話代理支援の導入は検討しないのか、伺います。

次に、粗大ごみ受付システムへのAIチャットボットの導入について。運用が前倒しで開始されるとのことで歓迎しますが、前倒しの理由を伺います。また、試験的な運用を経なくても大丈夫なのか、伺います。

次に、デジタル技術を活用した水防情報の提供について。SNSを活用した水害知識の向上の取組が前倒しで運用開始ができることになった理由を伺います。

続きまして、障害者のデジタル技術活用に向けた支援について、これもぜひ推進していただきたいと思いますが、区長公約にない新規事業であります。計画化した背景や理由を伺います。

次に、区立施設再編整備計画について伺います。

児童館、ゆうゆう館の移転、事業継承に関連する事業は、現段階で休止することが困難な事業以外は全て一旦休止するという事について、ゆうゆう館がコミふらに移転統合されて使いにくくなったという不満の声を私どもは今までほとんど聞いたことがありません。もちろん遠くなって不便になったという人もいますが、近くになって便利になったという人もいます。むしろ今までどおりの活動がきれいに整備された施設でできるようになったことを喜ばしく思っているという方々がほとんどであると認識していますが、区長はなぜゆうゆう館の移転統合を止めようとしているのか理解できません。見解を伺います。

以上です。

議長 ただいまの質疑に対し、答弁をお願いいたします。

政策経営部長 私からは、検証についてと、それから参加型予算について御質問がございましたので、これについて御答弁させていただきます。

まず、検証というフレーズが数多く出てきていると、これまでの検証との違いや、何を基準に検証するのかという御質問があったかと思えます。指定管理、民営化、施設再編等々、今般の検証は、制度や仕組み等総枠の検証ということになっております。個々の事業の検証は、御指摘のとおりP D C Aサイクルを回す中で、この間も行ってきたということになります。したがって、制度や仕組みが総体としてどう機能してきたのか、負の側面も併せて客観的に検証を行うということになろうかと思っております。

何を基準にするのかという御質問もございましたけれども、例えば指定管理等の検証を取り上げると、利用者へのアンケート、従事者へのアンケートや費用対効果等の幅広い観点から検証を行っていくということになろうかと思っております。

また、検証業務に要する時間や数値等の見える化という御質問もございました。現時点で時間や労力等について個々お示ししていくことは難しいものと考えております。しかし、それぞれの検証について、どのような検証を行い、職員がどう対応してきたのか、適時適切に区民、議会へお示しをいたす考えでございますし、また、事後的ではありませんけれども、事務事業評価において事業量等が明らかになってまいります。また、それぞれの検証の中で有識者の意見等を聞くことなどを通じて論点を整理、明確化したり、また、例えば指定管理の検証などでは、国が従事者などに対して行った調査等と平仄を合わせていくことなど、効率的かつ効果的な検証を行えるように、職員に過負担が生じないように配慮してまいります。当面の検証経費についてでございますけれども、新年度予算の中で御提案をさせていただくことになろうかというふうに思っております。

次に、参加型予算に関与する区民の決め方だとか、この仕組みは議会軽視につながるのではないかという御懸念が示されたところでございますけれども、先ほど御答弁したとおり、具体的な制度設計はこれからということになりますけれども、あくまでも予算編成の過程で、その一定割合について区民から提案する内容を公募し、採用したものを予算化し、議会にお諮りする仕組みを考えてございます。国外の実施例では、地域ごとに代議員が選出されて、代議員が予算編成に関与する仕組みを取る例もございますけれども、二元代表制を損なうことがないように、日本の自治制度に適合したものとしていく予定でございます。これについては、東京都をはじめとして、我が国でも先駆的な例がございますので、これらを参考にしてまいりたいというふうに考えております。

私からは以上です。

都市企画担当課長 私からは、まちづくり基本方針に関連いたしまして2点の御質問にお答えいたします。

まず、まちづくりにおけるCO₂削減効果をはかる物差しについてでございますが、

一般的に省エネ住宅の建て替えであったり、新たな道路ネットワークの形成等によりまして、CO₂の削減効果が期待できると言われてございます。また、建設工事におけるCO₂の排出量の算出につきましては、様々な手法が開発されているほか、CO₂の排出量を下げることができる新技術が発表されていることなども認識してございますので、今後CO₂削減効果の分かりやすい示し方も含めまして研究してまいりたいと考えているところでございます。

次に、駅周辺まちづくりの推進、良好な景観づくりの推進、総合的な空家等対策の推進に位置づけている計画等の改定時期を延期した理由についてお答えいたします。

当初まちづくり基本方針につきましては、今年中に改定する予定でございましたが、現在はそのスケジュールの見直しを行い、年度末までに改定すべく取組を進めているところでございます。各種計画の改定等に当たりましては、上位計画である新たな基本方針との整合を図る必要があることから、それらの改定時期を延期することとしたものでございます。

私からは以上です。

都市計画道路担当課長 私からは、都市計画道路の整備に関する御質問にお答えいたします。

まず、補助216号線と227号線についてですが、事業化検討を凍結するというものではありません。これまでの検討から補助216号線につきましては神田川と京王井の頭線を越えるという地形的な理由から、補助227号線につきましてはこれまでの経緯から、時間的にも期間内での着手が難しいことに加えまして、次の第五次事業化計画に向けて改めて必要性を検証することとしたことから、都市計画マスタープランの修正骨子案との整合を図ったものでございます。

補助216号線と227号線の他区の状況についてでございますが、世田谷区が優先整備路線としている補助216号線の区間は2区間ございまして、南側の川崎市に近い区間につきましては、令和2年度に事業認可を受け、現在用地買収を進めていると聞いてございます。また、北側、杉並区に近い区間につきましては、今のところ事業認可のめどは立っていないと聞いてございます。

補助227号線につきましては、中野区側、早稲田通りよりも北側につきましては用地買収がかなり進んでおりまして、現在は下水道の整備工事、来年度以降は無電柱化のための電線共同溝やガス、水道の工事を行う予定と聞いております。

都市計画道路は、東京都全域を対象とした計画でして、これまでも都市計画道路を計画的、効率的に整備するために、おおむね10年ごとに都と区市町が連携、共同して事業

化計画を策定してまいりました。特に隣接自治体とは綿密に調整してきておりまして、今後の第五次事業化計画の検討の際にも、その状況を踏まえ、しっかりと調整を図る考えでございます。

私からは以上でございます。

住宅課長 私のほうからは、家賃助成制度に関する御質問についてまずお答えいたします。

家賃助成制度につきましては、導入している各区においても取組は異なっており、区においても、年代層や家族形態ごとに求められる居住条件やニーズ、また効果が異なります。このことから、区の実情を踏まえ、他区の事例なども参考にしながら、当該制度の詳細について幅広い検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、当区における住宅セーフティネット制度の活用状況、またセーフティネット住宅を増やすことに関する区の見解についてお答えをいたします。

まず、杉並区でのセーフティネット住宅登録状況としましては、令和4年8月17日現在ですけれども、区内の登録住宅は116棟、799戸で、そのうち専用住宅につきましては3棟、7戸となっております。また、高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅であるセーフティネット住宅が増えることは、住宅確保要配慮者への居住支援に資すると考えております。

私からは以上です。

温暖化対策担当課長 私からは、（仮称）気候区民会議について2点お答えいたします。

（仮称）気候区民会議の会議につきましては、現在も調査研究を進めてございますため、会議の位置づけを含めて詳細は未定でございます。会議からの意見、提言は、区として受け止め、検討した上で、今後の施策などに反映していく考えでございますが、予算を伴うものにつきまして、議会にもお諮りすることになると考えてございます。

また、区民などとの意見交換についてでございますが、こちらは「聴くオフ・ミーティング」の手法を活用して、（仮称）気候区民会議の実施手法やテーマなどについて意見交換をしたいと考えてございます。

また、学識経験者などこの間、他自治体などで気候市民会議に関わってこられた方々などから御意見を伺っていききたいとのことから、「等」などを入れているところでございます。

私からは以上でございます。

男女共同参画担当課長 私からは、男女共同参画の推進について2点御答弁させていただきます。

まず、パートナーシップ制度創設に至るプロセスですが、この間、当事者団体等との

意見交換を経て取りまとめたパートナーシップ制度の骨子案と、その根拠となる（仮称）杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例の骨子案につきまして、区民生活委員会で御報告したところです。今後は、それぞれの骨子案につきまして、12月1日からパブリックコメントを行うとともに、2回の区民説明会を開催して、区民の意見を広く聞いてまいります。その後、必要な修正を図った上で、令和5年第1回定例会に条例案等を提出し、令和5年4月からの制度開始をしてまいりたいと考えてございます。

次に、都制度がある中で区制度を創設する意義をどのようにして考えているかという御質問がございました。都制度につきましては、対象者を2人のうちいずれか一方が都内に在住、在勤、在学とするなど、幅広く設定しているものの、事実婚は含まれていないなど区の骨子案とは異なる部分もあるため、それぞれの制度は他方と補完する関係にあるものと考えております。また、都の制度が創設された中で区の制度を創設することにつきましては、陳情採択という区議会の機関意思の決定を尊重するとともに、基礎的自治体として東京都と連携しつつ、より自立的に取り組むという点で、大きな意義があるものと受け止めております。

私からの説明は以上でございます。

子ども家庭部管理課長 まず、子どもの貧困実態調査に関する御質問にお答えをいたします。

今回の実態調査につきましては、本区における子供たちの実態や現在の貧困に関する状況及びこれまでの取組の成果を客観的に把握し、都や他自治体の状況と比較分析を行うために実施するものでございます。詳細は今後検討してまいりますけれども、高校3年生までの児童、保護者から対象者を抽出し、調査票を配付することを想定してございます。

次に、子どもの権利条例に関する御質問でございます。

東京都のこども基本条例につきましては、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子供を大切にするという視点から、子供の目線に立って子供施策を総合的に推進するための規範ともなる条例であるというふうに認識をしてございます。この考え方につきましては、本区の基本構想に掲げました子ども分野の将来像及び取組の方向性とも通ずるものであり、条例の制定に当たりましては、都条例及び先ほども御答弁いたしましたこども基本法との整合を図ってまいりたいと考えております。

今後のプロセスでございますが、来年度、子どもの権利擁護に関する審議会を設置し、条例に盛り込むべき内容等の提供をいただくことを想定しておりますが、条例の制定に

当たりましては、子供たちの声に積極的に耳を傾けるとともに、大人も含めた様々な方が、子供の権利について考えていただくことが大変に重要であるというふうに考えておりますので、そういった点についても留意してまいりたいと存じます。

私からは以上でございます。

子ども家庭支援担当課長 私からは、ヤングケアラーの実態調査についてお答えをいたします。

ヤングケアラーの実態調査につきましては、子供の状況をしっかりと把握し、必要な支援の構築につなげられるものであることが重要だというふうに考えてございます。そのため、来年度の早い時期からヤングケアラーの当事者だった方とも意見交換をしながら、調査の項目や方法などについて検討を進めてまいりたいと考えてございます。

また、あわせて、早期発見のために周囲の大人たちが発見の感度を高めることができる研修なども行っていく予定でございます。

私からは以上です。

保育課長 私からは、保育施設等の整備・充実についての御質問3点にお答えいたします。

まず、認可保育園の新設に関する御質問ですが、現在の保育定数の確保量と令和5年、6年の保育需要の予測等を踏まえ、計画化して保育施設を新設することは行わないということでございます。

次に、待機児童ゼロが継続できるという根拠でございますが、保育需要が鈍化している状況の下、毎月実施する保育需要の予測は、令和5年、令和6年度について1万5,000人程度である一方、令和6年4月時点の区全体の保育定数の確保量は1万6,270人であることから、新たな保育施設の設置を計画化しないでも待機児童ゼロは継続できるものと判断しております。

次に、保育施設の新設によらない定数の確保についてでございますが、区全体として見れば、保育定員は先ほど申しましたとおり、必要量を確保できておりますが、特定の地域における特定の歳児につきましては、定員をオーバーすることは考えられるところではございます。こうした場合、当該地域の保育施設の中で、広さの基準など、保育の質を確保できることを前提に、定員の変更や弾力化を行うことが可能な施設について、こうした対応を実施することにより、定員を確保してまいります。

私からは以上でございます。

子どもの居場所づくり担当課長 私からは、放課後等居場所事業に関する御質問にお答えをいたします。

御指摘のとおり、児童館の再編整備で既に計画化されている取組につきましては、新

たな方針が定まるまでの間は、一部の事業を除き、一旦立ち止まることとなりますが、当該地域におきましては、引き続き児童館を御利用いただくことで、子供たちへの影響が出ないようにしていきたいと考えているところです。

一方で、新たな居場所を期待していた方々もおられますので、今後の検討に当たりましては、よりよい子供の居場所が形づくられるよう取り組んでまいりたいと思います。

私からは以上です。

学校支援課長 私からは、部活動の充実に関する御質問にお答えをいたします。

まず、モデル事業実施、検証が1年延びた理由に関するお尋ねですが、高円寺学園のモデル事業につきましては、費用対効果や持続可能性の確保など、現在の課題を踏まえた適切な見直しを行いながらさらなる検証が必要であることから、令和5年度も引き続きモデル事業を継続することが適当であると判断したものです。

また、部活動の地域移行に向けた検討を始めるとした理由につきましては、国において、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関するガイドラインが今年度策定されますので、杉並区といたしましても、今後の部活動の地域移行の方向性を明らかにしていく必要があることから、令和5年度から地域移行に向けた検討を進めていくことといたしました。

私からは以上です。

区政経営改革担当課長 私からは、民営化・民間委託、指定管理者制度の検証についてお答えいたします。

この検証は、導入前に想定していたサービスの向上、コスト削減といった効果が得られているのかを調査分析し、今後の制度活用の方針を検討するものでありまして、民間委託や指定管理者制度の活用の廃止を前提で実施するものではございません。また、導入によるメリットとデメリットをそれぞれしっかりと検証した上で制度活用の方針を決定してまいります。検証結果については、メリットをさらに生かし、デメリットを減らしていくなど、業務改善にも生かしてまいりたいと考えてございます。

以上です。

区政相談課長 私からは、区政を話し合う会の実施についてお答えいたします。

区政相談課において「聴くオフ・ミーティング」の御案内のため、無作為抽出をした各2,000名の区民から、第1回目は138名、第2回目は193名からアンケートを収集しました。ふだん行政に関わることの少ない区民から貴重な意見をいただく手段として、この手法が有効なものであると考えます。このほか、各所管でも幅広い区民の声を拾うため、独自のアンケートやオープンハウスを実施し、多くの意見をすくい上げる取組を

行っております。

私からは以上です。

庶務課長 私からは、学校給食の調理委託の推進に関するお尋ねにお答えいたします。

学校給食調理業務につきましては、学校給食調理職員の退職状況等を踏まえて、調理業務の委託を進めてきたところでございますが、令和5年度当初において、想定よりも退職後の再任用希望者数が少ないことから、新規委託校数を1校増やし、計2校にすることとしたものでございます。

私からは以上でございます。

障害者生活支援課長 私からは、遠隔手話通訳に関する御質問にお答えいたします。

これは、区長公約の区民施設への手話通訳者の配置に対応するための計画でございます。都庁舎内の遠隔手話通訳とはシステム面では同じでございますが、杉並区は、庁舎内だけではなく、例えば急病時などの際に、24時間365日、必要なときに手話による意思疎通ができるようなシステムとして、段階的に検討を進めてまいりたいと考えております。

また、東京都の電話代理支援システムは、問合せ先の電話番号を利用者が特定して手話通訳者に伝えるシステムであり、相手先は都庁舎内及び事業所に限られているところでございます。

私からは以上でございます。

杉並清掃事務所長 私からは、AIチャットボットの導入についての御質問にお答えいたします。

現行の粗大ごみ受付業務を請け負っている事業者から、受付業務からの撤退の申出がございました。そのため、現在新たな事業者への移行準備を進めているところです。デジタル化推進計画策定時には、チャットボットの導入につきましては新事業者への業務移行が順調に行われてからというふうに考えておりましたが、新事業者側から移行と同時に運用できるという提案がございましたので、前倒しで導入することといたしました。

なお、お尋ねの試験運用についてですが、システムの構築段階において十分な検証を行っていること、また新事業者は、既に他自治体でチャットボットを含めた粗大ごみ受付業務の実績がございますので、運用は十分可能であると判断をいたしました。

私からは以上でございます。

土木計画課長 私からは、デジタル技術を活用した水防情報の提供に関する御質問にお答えいたします。

区では、水害知識の向上などを目的としまして、水害出前講座を令和2年度より37回

実施してきてございます。御要望があれば、休日や平日の時間外などに数多く出向いて行ってございます。この講座の映像をユーチューブで配信することで、効果的に水害対策に関する普及啓発、こういったものが図れるように、計画では委託による映像作成というものを検討することとしてございました。しかし、より身近に感じる工夫としまして、職員が説明している様子を映像化しまして、配信することとしましたので、前倒しで運用が開始となりました。

私からは以上でございます。

障害者施策課長 私からは、障害者のデジタル技術活用に向けた支援に関する御質問にお答えします。

この間、デジタル技術が飛躍的に進展する一方で、障害者のデジタルディバイド対策については、障害特性に応じた支援が十分とは言えない状況であったと認識しております。パソコンやスマートフォン等のデジタル機器の活用は、障害者にとってコミュニケーションや情報アクセスを支援し、生活の利便性の向上だけでなく、障害者の自立生活にもつながることが期待されることから、今般、新たに計画したものでございます。

私からは以上でございます。

施設マネジメント担当課長 最後になりますが、私からは、ゆうゆう館の機能継承に関する御質問にお答えいたします。

議員から御指摘のとおり、これまで開設されたコミュニティふらっとにおきましては、ゆうゆう館で活動してきた多くの高齢者団体の皆様が引き続き活動を継続しておられ、好評をいただいているものと受け止めております。一方で、現在のゆうゆう館のご利用者の方からは、例えば場所が変わると遠くなり、不便を感じるといった御意見や、コミュニティふらっとに機能継承される場合、本当に活動場所が確保されるのか、使い勝手は変わらないのかといった不安や懸念を示すお声も多くいただいているところでございます。このように、ゆうゆう館の再編整備につきましては、利用者等の皆様から様々な声をいただいていることから、改めて利用者をはじめ多くの方から幅広く意見を聞きながら、この間の取組の検証を行い、今後の進め方について検討していく必要があると考えているところでございます。

私からは以上です。

議長 以上で川原口宏之議員の質疑を終わります。

それでは、安斉あきら議員、どうぞ。

安斉議員 全部で16点質問しようと思いましたが、他会派の質疑を聞いて、1問追加になりましたので、全部で17点になります。

まず、実行計画について質問していきたいと思います。

区民参加による気候変動対策の推進、13ページについては、「無作為抽出等により選ばれた区民」とありますが、「無作為抽出等」の「等」はどのような方を想定しているのか、また、その選出方法を確認いたします。

2点目、（仮称）気候区民会議の開催、ここに「調査・研究・検討・区民等との意見交換」とありますが、意見交換会の開催回数、人数規模はどの程度を考えているのか。また、意見交換の「議論の結果を政策提言として区政運営に生かす仕組みである」と掲載されておりますが、様々な意見がある中で、議論の進行はどのような方が行うのか、区長が行うのか、確認をいたします。

3つ目、子どもの権利条約、18ページについては、審議会を立ち上げ5年度に検討し、6年度に制定するとのことですが、パートナーシップ制度は今年度中に制度化する一方で、子どもの権利条約の制定はどうして2年かけて検討することとしたのか、その経緯を伺っておきます。

4つ目、子供の居場所の検証、19ページですが、またコミュニティふらっとの検証、これは23ページなんですけど、これについてそれぞれ言及がありますが、それぞれの検証の具体的な内容とスケジュールを確認させてください。

5点目、実行計画以外の区政経営改革推進計画や施設再編整備計画の修正案の該当項目まで追いかけると、5年度中に方針を決定し、結論を出していく予定のものと、6年度までかけて検討を行うものと2通りあるようですが、何が違うのか確認をいたします。

6点目、部活動の充実、これは32ページですが、これについては、令和5年度、学校施設の有効活用の取組における部活動支援については、当初、実施との記載がありましたが、今回の修正案では、モデル実施検証となっています。このモデル実施検証の意味するものは何か確認をさせてください。

次に、7点目、令和5年度から部活動の地域移行に向けた検討がされますが、どのような検討をしていくのか、また、試行的な取組などは行わないのか、確認をいたします。

4つ目、スポーツ・運動に親しむことができる場と機会の充実、これは36ページについて、学校施設管理権限（一部）の区長部局への「移管」が、修正案では「移管に向けた検討」となっています。かなりトーンダウンをしていますが、その理由を確認させてください。

次に、区政経営改革推進計画について伺います。

9つ目、50ページになりますが、使用料・手数料等の見直しについて、これまでも計画されていたと思いますが、今回の年度ごと修正で、内容に一部修正があるとのこと、

さきの決特で決算数値による検証以外に、他区との均衡を図る観点からも検証しているということでしたが、具体的にはどのような検証を行っているのか、確認をいたします。また、修正案では、受益者負担という言葉は消えておりますが、受益者負担の考えをやめたということでもいいのか、念のために確認いたします。

10番目、施設使用料の改定は、値下げの方向で考えているのか。その場合、歳入減につながると思いますが、それをどう穴埋めする考えか、全体のスケジュールと併せて確認をいたします。

次に、デジタル化推進計画について伺います。11個目です、公約に基づかない計画修正として、電子契約の導入、これは76ページにあるんですが、実施時期が6年度に前倒しされるということかと思いますが、早期の導入は契約時の区内業者の負担を考えれば、歓迎をしたい。ただ、具体的にどのような改善が図られるのか、今回の修正理由と併せて確認をしておきます。

次に、施設再編整備計画（第2期）・第1次実施プランについて、12個目、お伺いします。1年前倒しの計画となりますが、まずこれまでの施設再編整備計画において、施設再編整備の検証は行っているのか、その総括を伺っておきます。

13個目、コミュニティふらっとができたことで、多世代が集まれる地域拠点がつくられたことは評価できると考えますが、果たして区民の受け止め方はいかがか。各コミュニティふらっとについて、区民の肯定的な意見、否定的な意見は届いているのか、こちらについて確認をいたします。

14個目、各コミュニティふらっとの整備によって、付近の区立施設、地域区民センターや区民集会所などの使用状況はどのように変化しているのか。コミュニティふらっと整備前と整備後について、付近の区立施設の午前、午後、夕方、夜間の稼働率の平均値と、それぞれの最大、最小値の比較を伺っておきます。

15個目、区立施設の稼働率を上げるには、区の責務と考えます。現時点で付近の区立施設の稼働を上げるためにどのような施策を実施するのか、確認をいたします。

16項目め、施策を実施した上で、まだ稼働率が改善されない場合、もっと大胆な施策を講じるべきと考えます。例えば時間を区切って、年齢別の優先時間帯を区切るとか、具体的には午前、午後帯の稼働率が低いのであれば、その時間に稼働されることが多い高齢者向けの優先時間帯を確保して、高齢者の活動場所を増やし、施設の稼働率を上げるようにするなど、そういった施策を検討すべきと考えますが、見解をお伺いします。

17点目、質疑を他会派の議員の方の話を聞いて、私もちょっとお聞きをしたくなりましたので、お聞きをするんですが、パートナーシップ制度について。先般、区民生活委

員会が開催されて、区長は議案が終わった後に退席をされております。その後に報告事項でしたので、いろいろと議論がありまして、このパートナーシップ制度については、各会派によって、その受け止め方だったりとか、賛否が違うというのは、先般の陳情審査のときに明らかになっていますので、そのことについて私はどうこう言うつもりはないんですが、これは条例を制定するという事ですから、非常に重たい話なんですよね。杉並区は事実婚も含めるということですから、また陳情審査と違ったようなところも入ってきていますので、慎重な対応が求められるということだと思います。

そういう部分では、先ほど他の議員も述べていますし、私も当日の区民生活委員会でも述べましたけれども、区内事業者は利害関係者の方ですよね。例えば病院だったりとか、不動産業の方だったりとか、その方たちに1回も聞かないで条例制定っておかしいんじゃないかと。先ほど理事者の答弁では、東京都でやっているんだから、それは必要がないんだというように答弁をしておりました。本会議場でもそういったような答弁をなさっているんですが、対話を重視する岸本区長として、そういう姿勢が私はちょっと違うのかなというふうに思うんです。この件については、今し方、理事者が答弁していますので、岸本区長自身、こういったことをどう思っているのか、ここは全員協議会なので、はっきり区長の言葉としておっしゃっていただきたいと思います。区長はプロセスを大切にするというふうにおっしゃっているんですから、できれば、これは基本的には委員会で終わって、これからパブコメをやって、最終的には条例案の提出ということですけども、私は非常に強引な進め方のようにしか思えないんですね。これはむしろ、2定に行ってもいいし、3定に行っても、ちゃんとプロセスを踏んで、いろんな人の意見を聞いてやる必要があると思うんですが、この点については、岸本区長にお答えいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上、17点の質問です。

議長 ただいまの質疑に対し、答弁をお願いいたします。

温暖化対策担当課長 私からは、（仮称）気候区民会議についてお答えいたします。

（仮称）気候区民会議の詳細、規模や開催回数など詳細は未定でございます。先行事例から考えますと、現時点では数十名規模で複数回の実施、また無作為抽出を想定してございますが、学識経験者などの参加も考えていることから、「等」を入れたものでございます。そのほか、意見交換会といたしましては、「聴くオフ・ミーティング」の手法を活用したいと考えてございます。進行につきましては、ファシリテーターなどの進行が望ましいものと考えてございます。

私からは以上でございます。

政策経営部長 私からは、使用料の見直しについての御質問ございました。これは今の時点で単純に施設平米を比較する近隣区との簡易調査をやってはおります。ただ、これ施設の属性とといいますか、例えば防音設備だとか、体育施設だと観客施設の構造だとか、そういう特殊な仕様を含めて比較をしていくというところで行くと、詳細調査が必要になってきますので、できるだけ正確な比較ができるような調査を行ってまいりたいと思います。

現行使用料は元年度に見直しを行いまして、施設の性質別の負担割合という考え方を取り入れたものでございますけれども、これは受益者負担の具体的な割合についての妥当性等についても検証を行ってまいりますけれども、受益者負担の考え方を取らないということではございません。他区との比較について、先ほど申し上げました、簡易調査を行った限りでは、幅のある乖離がある施設、ちょっと高いというものも現実に見られました。押しなべて下げるということまでは現段階で申し上げられませんが、乖離が大きいものについては均衡も考慮して、引下げの方向で検討してまいりたいというふうに考えております。

確かに料金の引下げは、御指摘のように歳入減につながってまいりますので、施設利用を喚起する一助となるような取組、利用率に課題がある施設も多いということで、役所特有の施設の管理上の縛りだとか、制約要因をいかに低減させていくかという観点から、利用上のルールの見直しだとか、見直すべき点等についての検討も必要になってまいりますし、施設を多く使う人に対して、例えば定期券方式だとか、回数券方式だとか、そういう活用、フレキシビリティを持たせた活用の方策も検討していく必要があるというふうに考えております。そうすることによって、施設の回転率を高める工夫を併せて講じて、御指摘のような施設をフル稼働させていくような、そういう取組も念頭に置いてまいります。

スケジュールについては、年明けに無作為抽出による区民アンケートを実施してまいります。また、詳細調査を経まして、来年の2定で見直し案を御報告して、パブコメを実施して、3定に条例改正の御提案をするという方向で現在検討してございます。

私からは以上です。

子ども家庭部管理課長 私からは、子どもの権利に関する条例についての御質問にお答えをいたします。

条例案の検討に当たりましては、来年度、区民有識者等により構成されます（仮称）子どもの権利擁護に関する審議会を設置いたしまして、設置後、およそ1年をかけて本区における子供の生活実態や専門的な見地から御議論いただくことを考えております。

その提言を踏まえまして、区において条文を検討すると、こういった流れとなりますから、5年度から6年度にかけて検討というふうにしたものでございます。

私からは以上でございます。

子どもの居場所づくり担当課長 私からは、児童館の再編整備の検証に関する御質問にお答えをいたします。

検証手法の詳細につきましては、現在検討中でございますが、無作為抽出による区民アンケートや施設利用者へのアンケート、また従事職員との意見交換などを行った上で、これまでの取組の成果と課題を整理し、児童館の再編整備による子供の居場所において児童館の機能が適切に継承されているのかといった視点から検証を行うことを考えてございます。

スケジュールについてでございますが、検証は令和5年度に予定している施設再編整備計画の見直しまでの間に行いまして、その後、今後のよりよい子供の居場所の方向性を検討する予定としているところでございます。

私からは以上です。

地域施設担当課長 私からは、コミュニティふらっとの検証についてお答えをいたします。

検証につきましては3つの視点、まず1つ目としましては、施設再編によるゆうゆう館などの機能継承がしっかり行われているか、また、費用対効果はどうかといった点、2点目としましては、事業者によるイベント、講座など、地域特性を踏まえた運営上の創意工夫がなされているかといった点、3点目としましては、多世代型施設としての利用状況はどうかといった視点からの検証を進めまして、令和5年度に行われます計画の改定の検討に資するよう、検証を行っていく考えでございます。

以上でございます。

区政経営改革担当課長 私からは、区政経営改革推進計画における方針決定の時期についてお答えいたします。

まず、指定管理者制度の効果等検証を伴う事業については、令和5年3月から5月を目途に検証をまとめ、前倒しで行う計画改定に反映させるため、5年度に方針決定をする計画としております。一方で、民営化・民間委託は、事業数が多く業務も多岐にわたることから、検証対象の選定も含めまして、丁寧に検証を行うには一定の時間を要することから、検証期間を5年度から6年度としまして、新たな方針の決定を6年度とする計画とし、必要な計画の見直しは毎年度修正に反映させてまいる形にしております。

私からは以上です。

施設マネジメント担当課長 私からは、区立施設再編整備計画に関する御質問にお答えい

たします。

まず、新たな方針を決定するまでの期間についてでございますが、再編計画につきましては、基本的に来年度の計画改定までの間に検証等を行い、新たな方針を決定していく予定でございますが、児童館の再編につきましては、先ほど所管課長も御答弁させていただきましており、この検証を踏まえ、その上で今後のよりよい子供の居場所の方向性を検討していくことと予定しておることから、こちらについては6年度までかけて取り組んでいくこととしているものでございます。

次に、施設再編整備計画の検証に関するお尋ねでございますが、これまでも昨年度の第2期計画の策定時など、この間の取組の成果等について検証を行ってまいりました。総括といたしまして、これまでの第1期計画の取組の成果としては、保育園、特別養護老人ホームなど緊急性の高いニーズへの対応や、児童館再編による子供の居場所の拡充、新たな地域コミュニティ施設、コミュニティふらっとへの再編整備、このほか統合後の学校跡地の有効活用や長寿命化改修の実施などが挙げられます。

一方、取組を進めてきた中での新たな課題といたしましては、施設を廃止した場合におきましても、既存の建物や用地、こういったものをほかの行政需要へ活用することも多く、必ずしも施設の廃止が延べ床面積の削減につながっていないことがございます。また、例えば学校の改築におきましては、多様な学習環境への対応を図るため、諸室の数や規模が増加するなど改築前と比較すると延べ床面積が増加する傾向がございます。加えて区民サービス向上の観点から、都営住宅、こちらを区への移管なども行っておきまして、こうしたことから、区立施設全体の延床面積が増加傾向にあるため、行政需要への対応を図りながら区立施設全体の規模を適正化していくことが課題であると整理したところでございます。

こうした状況等を踏まえまして、今後はこれまで以上に効率的、効果的に取組を進めていくため、施設マネジメントを推進していくことが重要であると考えております。

私からは以上です。

学校支援課長 私からは、部活動の充実に関する御質問にお答えいたします。

まず、令和5年度の部活動支援のモデル事業実施検証に関するお尋ねですが、高円寺学園のモデル事業につきましては、費用対効果や持続可能性の確保など、現在の課題を踏まえた適切な見直しを行いながら、さらなる検証が必要であることから、令和5年度も引き続きモデル事業を継続することといたしました。

次に、地域移行に向けた検討に関するお尋ねですが、杉並区の部活動の実態、モデル事業を含めたこれまでの取組、国や都の方針や支援策などを踏まえながら今後の地域移

行の方向性、休日の部活動の地域移行に向けました具体的な取組内容、スケジュールなどについて検討してまいります。また、試行的な取組につきましては、今年度、高円寺学園や富士見丘中学校等における取組を必要な見直しを行いながら、来年度も継続して実施していく予定でございます。

私からは以上です。

スポーツ振興課長 私からは、学校施設管理権限の区長部局への移管に関するお尋ねにお答えいたします。

まず、高円寺学園のモデル事業ですが、この間の取組から、利用可能枠の拡大と利用調整の方法の見直し改善を図らないと、区長部局への管理権限移管によるメリットが十分に担保できないため、現在、学校利用団体等との意見交換を行いながら、所要の見直し、改善に取り組んでいるところでございます。今後とも5年度にモデル事業を継続する中で、他校へ広げていく意義を利用団体等と共有しながら、改めて区長部局への移管に向けたロードマップ等を整理してまいります。

また、他校へ広げるに当たりましては、現在の単独システムではなく、さざんかネットに一元化することが、利用団体等の利便性確保やシステム経費の平準化の観点から望ましいため、さざんかネットのシステム更新を予定する令和7年に合わせることを適当と考えているところでございます。こうしたことを総合的に考慮いたしまして、必要な時間をかけて丁寧に検討を進めていくことが妥当との判断に至ったところでございます。

私からは以上です。

経理課長 私からは、電子契約の導入に関する御質問にお答えさせていただきます。

まず、今回の修正理由でございますけれども、当初電子契約に関しましては、今年度から3か年で導入に向けた検討を行うという予定でございましたけれども、今年に入りまして、現在電子入札サービスを実施しております東京電子自治体共同運営協議会、こちらにおきまして令和5年7月から電子契約サービスの提供を開始するということが決まったというのが1点でございます。

また、これに伴いまして一部の都内の自治体が同サービスを利用することとなりまして、先行自治体の状況を踏まえながら準備することができた、こういったところから今回の計画修正において令和6年度からの導入を図るとしたところ理由でございます。

次に、具体的にどのような改善が図られるのかというようなお尋ねでございますが、事業者側、区側、双方に言える点といたしまして、ペーパーレス化、判こレス化の促進、それから契約書締結前の時間の短縮、さらには印刷や郵送、保管に関するコストの削減、こういったものが挙げられます。このほかに事業者といたしましては、契約書に貼る印

紙が不要となるということから、印紙代の削減につながることも上げられるかと存じます。

私からは以上です。

区長 最後に御質問がありましたパートナーシップ制度につきまして、私のほうから御答弁させていただきます。

この間、改めて杉並区基本構想を読み直し、その大切さを重く受け止めております。特にこの件に関しましては、7ページなんですけれども、共に認め合い、つながる社会のところで明確に書いてあるように、「多様性を認め合える社会は、国籍や性別、年齢や障害の有無、性的指向や性自認等に関わらず、誰もが暮らしやすい社会です」というふうに書いてあります。そして、先ほども課長からの答弁にもありましたように、以前、昨年度の陳情審査の結果を重んじれば、今回提案、議論しているパートナーシップ制度というのが、この基本構想の中身を現実的にしていくこと、陳情に応えていくことに対応するものだと私は考えております。

また、これも答弁しておりますけれども、パートナーシップ制度というものは、二次的な制度でありまして、使わない方に対して何の不利益、不都合があるものではないと思っております。むしろ今までの制度の中で、不都合や生きづらさを感じてきた方たちをどう救えるか、こういった人たちの幸せなカップルを増やしたいという制度だと私は理解しております。

そして、東京都の制度との補完的であり、そして杉並区が自立的な制度を提案する意味でございますけれども、この制度について御心配な事業者や医療関係者の方にはぜひとも、説明会に来ていただいて、意見を表明していただいたり様々なもちろんパブリックコメントもありますので、そういった機会にぜひとも皆さんの懸念を出していただきたいと思っております。そして、そういったことに真摯に丁寧に対応することは、ほかのテーマでも同じことでございます。

そして、この制度を自立的に持つことによって、この制度を利用したい方だけでなく、そういった心配がある方たちも含めて相談に乗る窓口を区が積極的につくることができ、そういった窓口があることによって、むしろ恒常的、将来的に心配がある方とか、いろんな課題に、これは賛成、反対関係なく直面された方々の声というのをきちんと区として受け止めることができるためにも、私は、制度をつくるということに、非常に杉並区のそういった意味があることだと考えております。

以上です。

地域施設担当課長 私からは、13番から16番の質問についてお答えを申し上げます。

コミュニティふらっとの区民の評価についてのお尋ねにお答えをいたします。

地域課が今年8月に実施しました利用者アンケートの結果におきましては、全体の満足度は大変満足が58%、どちらかといえば満足が35%、合計で93%が満足という回答であり、利用者からは総じて高い評価をいただいていると考えております。また、自宅に近く利用しやすいといった声や、施設がきれいで環境がよい、興味のある講座や教室が開催されている、ゆうゆう館と同様に利用できるなどの肯定的な意見が多い一方で、スタッフの終了時間の管理が厳しいなどの御意見、要望もいただいておりますので、適宜運営事業者と協議し、必要な改善に努めております。

続きまして、コミュニティふらっとの整備による付近の集会施設の利用条件でございますけれども、整備前と整備後の利用率を見ましても、コミュニティふらっとの新設によりまして、付近の施設の利用者が移行して大きく増減する現象は生じていないと考えております。その整備前と整備後の付近の施設の利用状況でございますけれども、3施設を整備した阿佐谷地区の阿佐谷地域区民センターの集会室を例に申し上げますと、整備前は令和元年度、整備後は令和3年度の利用率の平均で、午前の整備前が63%、整備後は67%、午後1の枠の整備前が78%、整備後が78%、午後2の枠、整備前が66%、整備後が66%、夜間の整備前が70%、整備後が51%となっております。そして整備前と整備後の比較におきましては、区内での最大値としまして、整備前と整備後とともに、阿佐谷地域区民センターで午後1の枠、78%、78%となっております。区内の最小値につきましては、整備前は下高井戸区民集会所の夜間で22%、整備後は井草地域区民センターの夜間で17%となっております。

次に、区立施設の利用率の向上の取組でございますけれども、令和6年度に予定しておりますさざんかネットのシステムの更新を機に、より使いやすいシステムとするよう、利用者アンケートを実施しまして、その結果を生かしていく考えでございます。

また、各集会施設における各種イベント、講座につきましても、SNSなどを活用するなど、工夫を講じておりまして、今後ともこうした取組に力を入れ、利用率の向上に一層つなげてまいりたいと考えております。

最後となりますけれども、施設利用の使用料の見直しに関してのお答えをいたします。

区では今後、施設使用料の見直しを検討していくこととしておりますので、御提案いただいた内容につきましては、今後の利用促進に向けた対応についてしっかりと考えてまいりたいと存じます。

私からは以上でございます。

議長 安斉あきら議員。

安斉議員 ちょっと時間があるので、質問させていただきます。これはパートナーシップ制度です。

区長の答弁はよく分かりました。ただ、ちょっと私が思うには、議員生活4期やっていますけれども、こんなに早く委員会で報告して、区民意見を求めて、何か後ろのゴールが決まっているような提案をしてくるといのは、私の記憶ではないんですよ。こういうような、ちょっと私からすると乱暴と。先輩議員にも聞きましたよ。そうしたら、そうないですよ。岸本区長は、区民の声をよく聴くという話を所信でもされているわけですよ。これは事実だと思うんです、御自身で、所信でそう表明しているわけですから。不動産事業者の方というのは、杉並区内に団体さんは2つですよ。医療従事者って医師会さんがありますし、病院協会の関係とかもあって、そんな100も200もないんですよ。そういう人たちにぜひ説明会に来てくださいといたって、コロナ禍だから医療従事者の方は来れないじゃないですか、不動産従事者の方だってそんな出歩きたくないし、やっぱりそこは親切に説明義務があるんじゃないですか。これは区内の条例の話なので、東京都が云々と言うつもりもないです。

私は最終的に、ここにいる人間が第1回定例会で提案されれば、採決を決めなきゃいけないんですけども、そういうプロセスを軽くやり過ぎるようなやり方というのは、議会に対して挑戦的ですよね。それはもし、岸本区長が良心があるのであれば、私はぜひ第1回定例会にこだわらないで、第2回、第3回定例会に提案の時期を移動していただきたいと思いますね。

このことを聞いて、私の質問を終わります。

議長 ただいまの質疑に対し、答弁をお願いいたします。

区長 御質問の意味というか、重さを受け止めた上でお答えいたします。

今おっしゃったように、可能な限りの説明責任を果たすということは、今からでもできると思いますので、これは所管と相談してまいりたいと思います。どのような方にとはいいまして、全ての事業者にというふうにはできませんので、どのような方と話すべきなのかということも含めて、安斉委員からもアドバイスをいただければと思います。

その時期に関してなんですけれども、東京都の制度がもう始まっていることを考えますと、いずれにしましても、事業者や医療関係者は東京都の制度の中で新しく始まった対応に迫られているという事実はもう既に起きているというふうに私は理解しております。そう考えましても、医療関係者や不動産業者の方たちが、既にもう起きている課題について、区のより身近な、区の下で、東京都ではなく相談できる窓口があるというのは、私はかえってそれは親切な対応につながるのではないかとこのように思っております。

ます。ですので、このパートナーシップ制度を遅らせるということは、むしろ区内の事業者の方に対しての心配を取り除くということにはならないのではないかというふうに思っておりますので、このことも含めて所管と議論をしまして、可能な限りの対応を、丁寧な説明とともに行ってまいりたいと思います。

議長 以上で安斉あきら議員の質疑を終わります。

ここで午後3時15分まで休憩いたします。

(午後 2時58分 休憩)

(午後 3時15分 開議)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、富田たく議員。

富田議員 まず実行計画について。

都市計画道路の整備についてです。「住民との合意形成を図りつつ、事業を進めます」との記載に変更されていますが、住民合意を得られていない場合の具体的な対応はどのようなものになるのか、見解をお聞きします。

住宅確保要配慮者の家賃助成制度による居住支援について。新たな実施に向けた方針が示されたのは重要です。2023年が検討だけとなっています。物価高騰の影響が深刻化する中で、実施を早める必要があると考えますが、2023年度中に実施する可能性も含めて検討実施と記載するべきではないのか、認識を伺います。

区民参加による気候変動対策の推進での気候区民会議について。この間、ゼロカーボンシティーの取組を求めてきた個人や団体の意見を聞く場はあるのか、ないのであればつくるべきと考えるが、いかがでしょうか。

男女共同参画の推進におけるパートナーシップ制度の創設、運用について。神奈川県では横須賀市、鎌倉市、三浦市などの相互連携が行われております。杉並区も他自治体との相互連携を行えるよう検討することを求めるが、いかがでしょうか。

また、相互連携ができていなくても、他自治体でのパートナーシップ制度を利用しているカップルが転入した場合、手続の簡素化などを検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

今年度の男女共同参画行動計画の改定で高齢者や外国人の人権等、男女共同参画とは別の人権問題については記載がされなくなりました。そうした他の人権問題について区はどの計画に記載されることになるのか、確認いたします。

小学生の放課後居場所事業の実施・充実について。令和6年度、2024年度に阿佐谷南児童館の機能移転に伴う杉七小での実施とありますが、学校内と異なるサードプレイス

の検討はどのように考えられているのか、認識を伺います。

区立児童相談所の設置準備について。児童相談所の設計は、2022年度から24年度までの3か年となり、解体は2024年度とされております。阿佐谷南児童館が廃止となるタイミングは2024年の第4回定例会と想定されているのか、確認いたします。

また、そこまでの期間に、学校外にある小学生のサードプレイスとしての機能を確保することを求めますが、認識を伺います。

地域における子育て支援体制の充実について。これからの子ども・子育てプラザにおいて、小学生が体を動かすことも含めて使用できる機能を加えるなど、小学生以上のサードプレイスとしての役割も含めた検証を行うことを求めますが、見解を伺います。

地域活動拠点の整備について。ゆうゆう高円寺南館について、施設の築年数も浅いと認識していますが、どれほどなのか、確認いたします。

また、跡地活用方針は定まっているのか、高円寺南館はどのような行政需要に基づいて廃止、機能移転するのか、説明を求めます。

コミュニティふらっとの整備とゆうゆう館の廃止が一体のものとなっていることが問題です。ゆうゆう高円寺南館では、施設築年数も浅く、近隣に杉八小跡地の複合施設にコミュニティふらっと高円寺ができたとしても、当面は存続することも可能ではないのか、認識を伺います。

コミュニティふらっと本天沼の整備では、再編により、集会施設の面積が狭くなるため、代替施設として、消費者センター、集会所の目的外利用が示されております。天沼区民集会所と本天沼区民集会所の廃止から切れ目のない利用は可能なのか、また期限つきのものではないのか、確認いたします。

旧若杉小跡地の本格活用について、住民説明会では住民を含めた検討の場の構築を求める意見がありました。どのように対応しようとしているのか、伺います。

方南地域は、区境で高齢者を含めた地域住民が気軽に利用できる区立施設が少ないとの声が地域住民から上がっています。ゆうゆう方南館の廃止は、以前のパブコメでも多くの反対、見直しの声が上がっておりました。当時こうした声をどのように受け止めたのか、確認いたします。

前田中区政の下でゆうゆう方南館の廃止方針が進められてきました。もう一方、方南地域で区民が集える施設が減少することは問題で、改めてこの地域の住民の居場所となる公共施設の配置を検討する必要があるのではないのか、見解を求めます。

ゆうゆう方南館の廃止、コミュニティふらっとへの継承は2024年度に実施と示されておりますが、廃止に関する議案等はどの時期に示されるのか、確認いたします。

浜田山駅南口の整備に関する記載について。地権者との協議はどのような状況なのか、実現可能性について確認をいたします。

区政経営改革推進計画についてです。

区政情報の共有の推進について。一般質問でも指摘しましたが、道路整備に関して、費用便益分析や将来交通量推計等に関わる情報公開請求がこれまでと同様に黒塗りで示されました。情報の原則公開については過去の事例においても適用されるのか、認識を伺います。また、さきに取り上げた開示資料についての取扱いも併せて確認します。

学童クラブ運営委託の推進について。2024年度に2クラブが民間委託される方針が示されています。1つは、高井戸西児童館の学童クラブを富士見丘小で実施する際に、民間委託を行うもの、もう一つは、宮前中で実施している宮前小第2学童を民間委託するもの、これらについては再編の検証に合わせて民間委託方針を見直すべきではないのか、認識を伺います。

変更前の計画には、保育料階層区分及び利用者負担の適正化の検討とありました。修正対象となっておりますが、我が党区議団は階層区分を国の階層にすることで低所得者も含む多くの階層で保育料の値上げとなることを以前から指摘しております。なぜ修正対象となっていないのか、また、現在どのような検討を行っているのか、確認いたします。

認可及び認可外の保育施設の保育料について。値上げが進められるのか、確認をいたします。

修正案とされていない学童クラブ利用者負担の適正化について。変更前の計画では、学童クラブの利用者負担の適正化の検討と、2024年には適正化とあります。今回の修正対象とはなっておりません。現在どのような検討を行っているのか、また利用者負担の値上げが進められるのか、確認をいたします。

施設再編整備計画についてです。

小学校、中学校、特別支援学校についてです。高井戸西児童館の学童クラブ機能を小学校内に移転した場合、直営から民間委託となるのか、区長公約に基づけば、民間委託を進めることについても検証すべきと考えますが、認識を伺います。

高井戸小学校内に増築される高井戸学童クラブにおいても同様に、直営から民間委託となるのか、区長公約に基づけば、民間委託を進めることについても検証すべきと考えますが、認識を伺います。

小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施について。今後の検討において、児童館の廃止と一体での放課後等居場所事業の実施という従来の取組ではなく、児童館は

存続しつつ、小学校内での新たな居場所として、放課後等居場所事業を実施する等、地域特性に合わせて施設機能が併存する取組も検証すべきではないのか、認識を伺います。

老朽化した上荻窪会議室について。本年12月をもって廃止し、建物を解体することですが、今後の取組方針が定まるまで解体を停止すべきではないのか、認識を伺います。

区民事務所会議室の廃止について。複数の区民事務所会議室が廃止されましたが、跡地活用が定まっていないのか物品保管場所としての利用にとどまっています。会議室機能として区民が利用できるよう検討すべきではないのか、認識を伺います。

庁舎、その他の施設について。職員会館については廃止、解体し、跡地を有料駐輪場として整備する方針が示されています。施設面積を確認したいと思います。また、全ての用地を駐輪場とするのか、確認いたします。

近隣には阿佐谷南児童館があり、児童相談所に転用されることによる子供たちのサードプレイスの場所が求められているだけに、職員会館を利用することも検討すべきではないのか、認識を伺います。

議長 ただいまの質疑に対し、答弁をお願いいたします。

都市計画道路担当課長 私からは、都市計画道路の整備に関する住民合意についての御質問にお答えします。

都市計画道路のようなまちづくりに大きく影響する事業では、賛成、反対、様々な意見や立場の違いがあり、全員合意の上で事業を進めることは困難ですが、できる限り合意を得られるよう努力する必要はございます。そのため、地権者等関係権利者や道路の利用者を含めて様々な意見がある中で議論を尽くし、できる限り合意形成を図りながら進めていきたいと考えております。特に土地をお譲りいただく地権者等関係権利者とは丁寧な折衝を行い、合意の上で用地取得に努めてまいります。

私からは以上でございます。

住宅課長 私のほうからは、家賃助成制度により居住支援の実施時期に関する御質問に関してお答えをいたしたいと思っております。

2023年度の実施はなかなか困難ではありますが、こちら2024年が検討実施となっておりますところを、2024年の年度当初での実施を目指し、2023年度に検討してまいりたいと考えております。

私から以上です。

温暖化対策担当課長 私からは、（仮称）気候区民会議に関してお答えいたします。

（仮称）気候区民会議は、現在も調査研究を進めているところですが、今後、学識経

験者などから御意見を伺うとともに、区民との意見交換を行う予定としてございます。会議開催に当たりまして、団体などの取組や御意見は伺う機会を設けたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

男女共同参画担当課長 私から、男女共同参画の推進に関する2点の御質問にお答えします。

パートナーシップ制度の都市間相互連携につきましては、神奈川県下の同様のパートナーシップ制度を持つ自治体が協定を締結して、協定を結んだ自治体間で転出入があっても、従来の証明書を引き続き流用できるよう便宜を図っている制度と承知してございます。都内では16の基礎自治体がパートナーシップ制度を設けておりますが、対象とするカップルや確認書類がそれぞれ異なる制度で運用していることから、現時点において直ちに相互連携や転入カップル手続の簡素化を図ることは難しいと考えてございます。

次に、男女共同参画とは別の人権問題に関する記載の話がございました。こちらにつきましては、基本構想に基づく実行計画の福祉、地域共生の分野や多文化交流の推進等に盛り込まれているほか、他の個別計画の中で必要な事項が盛り込まれているものと考えております。

私からは以上でございます。

児童青少年課長 私からは、5点の質問にお答えいたします。

まず、阿佐谷南児童館の再編に係るサードプレイスに関する一連の御質問です。

まず、阿佐谷南児童館の再編に係る議案につきましては、令和5年第4回定例会での提出を予定しているところです。阿佐谷南児童館の小学生の居場所機能は、杉七小で実施する予定の放課後等居場所事業で継承することとしており、まずはこちらの居場所が充実したものとなるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

一方で、学校でも家でもないいわゆるサードプレイスなど、委員から御指摘のあった学校内の居場所以外の必要性につきましては、今後、正面から受け止めていくべき課題であると認識してございますので、今後行う子供のよりよい居場所の検討を進める中で、どのような居場所が適切であるか考えてまいります。

次に、委員からは今後の子ども・子育てプラザに小学生以上のサードプレイスとしての機能を付加してはどうか、また、児童館と放課後等居場所事業が併存する取組も検証するべきではないかといった今後の検証、検討に向けた御提案がございましたが、御指摘の点は今後の検討を行う際の参考とさせていただければと思います。

次に、学童クラブ利用料に関する御質問にお答えいたします。

学童クラブの利用者負担の見直しは、現在算定方法も含めて検討を行っているところでございまして、現時点で見直し後の額に言及することはできませんが、今回の取組は、利用者負担の適正化の観点から行うものでございまして、利用料の引上げを前提として行うものではございません。

私からは以上になります。

施設マネジメント担当課長 私からは、区立施設再編整備計画に関する御質問にお答えします。

まず、（仮称）コミュニティふらっと高円寺南の整備に関する御質問にお答えします。

まず、ゆうゆう高円寺南館でございまして、現在築14年でございまして、跡地につきましては行政課題への対応として活用を図る考えでございまして、具体的な用途につきましては現在検討しているところでございます。

次に、どのような行政需要に基づいて廃止、機能を移転するのかというお尋ねでございまして、現在の施設再編整備計画におきましては、ゆうゆう館は従来の高齢者専用施設から新たな多世代型施設であるコミュニティふらっとへ段階的に再編整備することとしております。このため、近隣にコミュニティふらっとを整備するタイミングで機能継承を図っているもので、特定の行政需要に基づいて廃止等を行うものではございません。

また、近隣にコミュニティふらっとが整備されたとしても、当面は存置することが可能ではないかというお尋ねがございました。確かにゆうゆう高円寺南館は築年数も浅いことから、物理的には存置することは可能ですが、旧杉八小跡地に整備する（仮称）コミュニティふらっと高円寺南におきまして、高齢者の方の活動場所をしっかりと確保してまいりますので、機能継承後は新たな行政需要で活用し、区民福祉の向上につなげてまいりたいと考えております。

次に、（仮称）コミュニティふらっと本天沼に関する御質問にお答えいたします。

まず、消費者センターの目的外使用に関するお尋ねですが、こちらは天沼区民集会所の廃止に伴う代替として活用する予定であるため、天沼区民集会所とは切れ目なく利用が可能で、期限付きのものではございません。

次に、旧若杉小学校の跡地活用に関するお尋ねですが、当該用地につきましては、現在、暫定活用中でございますけれども、本格活用の検討に当たりましては、地域の方の御意見、御要望を丁寧聞いていくことが重要であると考えております。具体的な手法につきましては、今後、検討していくこととなりますので、先日の説明会で出た御意見も参考にさせていただきます。

次に、（仮称）コミュニティふらっと方南に関する御質問にお答えします。

まず、昨年度の第2期計画策定時におけるパブリックコメントに関するお尋ねですが、ゆうゆう方南館に関する御意見では、施設の存続を求める御意見のほか、コミュニティふらっとでこれまでの活動が継続できるのか、使用料はどうかといった不安の声や、場所が移転することへの懸念などの御意見をいただきました。こうした御意見は利用者の方の率直な御意見として真摯に受け止め、区の考え方として丁寧にお示しをしたところでございます。また、来月にはコミュニティふらっと整備に伴う説明会を開催いたしますので、改めて計画の内容を丁寧に御説明するとともに、利用者の方の声をしっかり受け止め、不安や疑問点を解消できるように努めてまいりたいと考えております。

次に、方南地域における住民の居場所となる施設の設置に関するお尋ねでございますが、この間、区では、誰もが身近な地域で気軽に集える施設となるよう、コミュニティふらっとの整備に取り組んできたところでございます。今後は、これまでの取組の検証を踏まえ、新たな方針を決定していくこととなりますが、その際には施設配置の地域のバランスについても検討していくことが必要であると認識しております。

次に、方南地域の再編整備に関する条例改正の時期でございますが、方南区民集会所の運営が今年度末までとなることから、令和5年の第1回定例会での上程を予定しているところでございます。

次に、上荻窪会議室に関する御質問ですが、当該建物は築59年となり、老朽化が著しいことに加えまして、併設するゆうゆう上荻窪館やケア24上荻につきましては、令和5年1月から杉並会館へ暫定移転すること、また、町会や青少年育成委員会の方の代替活動場所も確保していることから、解体する必要があると考えているところでございます。

次に、区民事務所会議室の廃止に関するお尋ねです。

区民事務所会議室につきましては、施設の老朽化が進む中、併設施設の更新方針との調整や、バリアフリー化、無人管理であることが課題となっており、町会や青少年育成委員会等の代替活動場所を確保した上で段階的に廃止を行っているものでございます。このたびお示しした一部修正案では、上井草会議室について、コミュニティふらっとの整備期間中の物品保管場所として活用していくこととしておりますが、その後の活用方法につきましては、改めて行政需要の調査を行うとともに、地域の皆様の御意見、御要望も踏まえながら、新たな活用方法について検討してまいりたいと考えております。

私からの最後に、職員会館に関するお尋ねです。

まず、敷地面積でございますが、約447平米でございます。現時点では敷地全体を南阿佐ヶ谷駅周辺における有料制自転車駐車場として整備する予定でございます。この

ため、御提案のあった子供たちのサードプレイスの場所としての活用は困難であると考えております。

私からは以上です。

拠点整備担当課長 私からは、浜田山駅南口についての地権者との協議の状況についてのお尋ねにお答えします。

この間、何度か御答弁申し上げているとおりで変わっておらず、地権者とは現在も交渉中です。

私からは以上です。

情報管理課長 私からは、区政情報の共有の推進について、情報の公開に関する御質問にお答えいたします。

まず、杉並区情報公開条例第6条において、個人に関する情報や事業活動情報、行政執行情報、意思形成過程の情報などの非公開情報を除いて、実施機関の管理する情報は原則公開とすることが定められており、これまでも情報公開条例に基づいて公開請求の可否決定を行ってきたところです。

また、非公開となる情報のうち、意思形成過程の情報について申し上げますと、同一の内容の公開請求が時期を経て改めて行われた場合は、意思形成過程の終了、あるいは社会情勢の変化等の事情により、非公開とした箇所が公開となるなど、当初決定した情報の公開範囲とは異なる決定となることがございます。このようなことを踏まえまして、当該公開請求につきましては、現在情報の公開範囲について改めて検討しているところでございます。

私からは以上です。

保育課長 私からは、保育施設の利用者負担の見直しについてお答えいたします。

保育料の利用者負担につきましては、社会や経済状況の変化などを踏まえ、見直しを適時行うことが必要であるとの認識に立ちまして、保育料の階層の簡素化と適正化について、令和5年度までに検討する方針に変更はないことから、計画の修正は行っておりません。

なお、現在の検討状況ですが、国の提示する階層や近隣区の保育料等を参考に、階層の簡素化と簡素化後の料金について、低所得者層の過度な負担にならない点も留意しながら、保育課内において議論を行っているところでございます。

私からは以上でございます。

学童クラブ整備担当課長 私からは、学童クラブ委託に関する一連の御質問にお答えいたします。

令和6年度の2クラブの委託については、従前の区政経営改革推進計画で定められたものとなっています。今後、学童クラブの委託は、これまでの効果、検証を行い、方向性を定めていくこととしていますが、既に計画化している運営主体の変更には、この検証を踏まえて行う必要があると考えております。

この検証には一定の時間を要し、また人員配置も現行の計画に基づき職員採用数などを決定していることから、現時点で委託を中止することは学童クラブの開設自体に影響を及ぼすことも考えられ、令和6年度の2クラブの委託は計画どおり実施しつつ検証を進めることとしたものでございます。

なお、児童館内の高井戸学童クラブにつきましては、既に民間委託を行っております。対応校である高井戸小学校児童への一体的な対応を図る観点から、校内育成室についても同じ事業者へ委託する予定となっております。

私からは以上です。

議長 富田たく議員。

富田議員 再質問させていただきます。

まず職員会館についてです。有料自転車駐輪場にすることが決まっているので、子供のサードプレイスの場所にすることは困難というお話でしたけれども、駐輪場1階とか、地下とか、いろいろ駐輪場を造った後、その上に施設を造るということも可能だと思いますが、そういう検討はされたのかどうか、確認いたします。

あと情報公開について、社会情勢の変化などで今後、公開内容が変わってくるというお話でしたが、区の姿勢、方針が変わったというところで、そこで公開内容も変えていくべきだとは思いますが、その辺改めて確認いたします。

それから、コミュニティふらっと高円寺南の整備に関わって、ゆうゆう高円寺南館について、当面存続をすることも可能ではないかというお話に利用の検討はまだ決まっていない、跡地の活用方法は決まっていないというお話だったんですけれども、結局残さないというような方向性だというお話ですけれども、そもそも高円寺中央会議室も近隣にあって、それも廃止されるわけで、施設としてもやっぱり少なくなっていくのかなと思います。そういった意味では、ゆうゆう高円寺南館をしっかりと残しながら検証すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長 ただいまの質疑に対し、答弁をお願いいたします。

施設マネジメント担当課長 まず、職員会館に関するお尋ねでございますが、どのような自転車駐車を整備していくのかというようなことについては、今後検討していくこととなります。

また、サードプレイスにつきましても、先ほど所管課長のほうから今後の検証、あるいは今後の在り方の検討を踏まえてというところもございます。そういった中で、現時点におきましては、職員会館の用地の大きさ、あるいは周辺の状況を踏まえ、また近隣の自転車駐車場のニーズ、こういったものを踏まえまして、自転車駐車場として整備していくことが必要であるというふうに考えているところでございます。

次に、ゆうゆう高円寺南館の機能継承に関するお尋ねでございます。

御指摘にありましたとおり、この旧杉八小に整備するコミュニティふらっとの整備に伴いまして、ゆうゆう高円寺南館に加えて、近隣の高円寺中央会議室も廃止をさせていただくところでございます。こちらにつきましましては、例えば中央会議室であれば、これまで御活用いただいている町会の皆様、また青少年育成委員会の皆様に御説明をし、このコミュニティふらっとの場所でどのように活動していかと、そういったところも御説明、御理解をしてもらい、この間取組を進めてまいりました。このため、この取組については計画どおり進めさせていただきたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

情報管理課長 情報公開に対する区の姿勢としましては、区の条例にも定めておりますとおり、原則公開ということに変わりはありません。このような点を踏まえまして、全庁により一層情報の公開に対する周知を徹底してまいるとともに、職員に対する研修などについての取組も進めてまいりたいと考えてございます。

私からは以上です。

議長 以上で富田たく議員の質疑を終わります。

それでは、川野たかあき議員、お願いします。

川野議員 かなりいろいろ出ていますけれども、何とか重複しないように頑張りますので、よろしくをお願いします。

まず、10ページです。都市計画道路の整備についてですが、新しく追加された文書の中に「防災機能の強化や環境負荷の軽減を図る観点などから効果の検証を行い」とありまして、この「など」というのは一体何を指しているのかという確認です。東京都の都市計画道路の整備方針、その第四次事業計画では、4つの基本目標、すなわち活力、防災、暮らし、環境が掲げられていまして、その中身はさらに15の検証項目から構成されていると。例えば1の骨格幹線道路網の形成ですとか、2、都県間ネットワークの形成、7ですと避難場所へのアクセス向上、14、救急医療施設へのアクセス向上など15項目なんですけれども、その「など」というところには、これらのものを鑑みての「など」ということなのかどうかという確認をします。

あと、これは先ほど話にも出ていたんですけれども、10ページのところで216号線と227号線がなくなっているということで、凍結なのかという話があったときに、御答弁で凍結ではないということだったと思うんですが、やっぱりなくなっていると、普通になくなるのかなとは思っているところで、これが凍結ではないとすると、ごめんなさい、私が先ほどよく分からなかっただけかもしれないんですが、凍結ではないなら、またこれがどこの段階でどうやって検討されていって、議論されていって、例えばまたこれも区民意見を聞いていくということであれば、どうやって聞いていくのか、その確認をします。

それから、11ページも。何度もすみません。家賃助成制度の話も出ているんですけれども、具体的な中身はこれからだということなんですが、その検討をしていくのは、これはどういう枠組みで検討していくんでしょう。例えば区の中で検討していくだけの話なのか、これも何か区民意見等を求めていくのか等、その辺を教えてください。

それから13ページです。これも何度もすみません。気候区民会議の件なんですけれども、これもこれからだという話なんです、無作為抽出ということは書かれていまして、これは例えば区で無作為抽出を実際にやるというときは、やり方が何か決まっているんですか。ちょっとその具体的ところが分かれば、無作為抽出のやり方を教えてください。

それから、14ページです。話題にも出ています。男女共同参画の推進に関してなんですけれども、パートナーシップ制度の創設、運用というのは私ども会派としては大変結構なことだと思っています。賛成の立場ではありますけれども、より大事なものは、そもそも差別がなくなることが重要なのかなと私は思っています、その意味では、このパートナーシップ制度と並べて、性的マイノリティーに関する相談啓発と書かれてあるのはそういった意味なのかなと私は理解していますが、啓発ということであれば、何より重要なものは教育なのではないかなと考えます。そうなってくると、実際にはこれは教育委員会との連携というのが本当に重要になってくると考えるところなんですけれども、区の見解はいかがでしょうか。

そこに関連して、性的マイノリティーの問題に限らず、現在の日本の性教育の在り方について、世界と比較しても大変問題があると言われてますし、私もそう思っているんですけれども、この辺は岸本区長はどのような認識、お考えをお持ちか、お聞きしたいと思います。

それから、19ページです。放課後等居場所事業の実施、充実に関して、修正案ではリード文に「今後の放課後等居場所事業については、これまでの取組の検証やより良い子

どもの居場所についての検討等を踏まえ、方針を決定していきます」と追加されていますが、下の箱の中を見ますと、その検証という言葉は2024年度で初めて出てきます。それまで検証は行わないということなのか、そもそもこれまでもこの事業は行っているわけで、これまでは検証していないのか、ちょっとその辺がよく分からなかったもので、確認をします。

それと33ページ、済美養護学校や特別支援学級について、現行部分と修正案を見比べて見ると、文言は何も変化がなくて、ただ、設計改修箇所がごく僅かに減少しているように見受けられるんですが、これは具体的にどういう修正なのか、その特別支援学級の対象児童が増加しているということなんですけれども、増加している中で、新設するのは1校だけで足りるレベルの増加ということなのか、それとも本当はもっと足りていないんだけど、人員不足などでこれ以上増やせないという状況なのか、その辺、御説明をお願いします。

それから、51ページです。区政を話し合う会の実施について、現行部分で区長と区民の意見交換会という文章なんですけど、修正案では区長という文言がなくなってしまっているんですが、これはどういう意味なのか、確認です。

また、これまで以上に区民と区長が対話できる機会を設けるとありますが、具体的にはどういったものをイメージしているのか、お願いします。

それから、52ページ、参加型の予算の話、先ほどもあったんですけども、基本的には中身はこれからだということなんですけど、ただ、モデル実施がもう来年度から始まるとされているわけなんですよね。そうすると、もうそんなに時間もないんじゃないのかなという気もしてしまっていて、先ほどちょっと先に参加型のほうで議論をしてからそれを議会に持ってくるんだみたいな話もありましたが、具体的に言うと、ちょっと先に区民が参加型で決めたものをこっちに持ってきて、こっちで反対もしづらいねみたいなのところもあるんですけども、ちょっとその辺のシミュレーションみたいなのところはやらないといけないんじゃないのかなという気がしているんですが、その辺をもう1回お願いします。

それから、71ページ以降なんですけど、デジタル化に関して様々記載があります。経産省は日本のデジタル化の遅れの大きな原因は人員不足であって、今2030年には79万人のデジタル人材が不足すると公表しております。区においてもデジタル人材の不足という問題が発生してくるのではないかと想像されますが、その辺をどうお考えでしょうか、人材確保の計画を確認します。

以上です。

議長 ただいまの質疑に対し、答弁をお願いいたします。

政策経営部長 私のほうから、参加型予算についての御質問にお答えします。

モデル事業の内容ということでございましたが、これは来年度モデル的に森林環境譲与税の使途について、本格実施のときには少し使途のところは限定しない形にする方向で検討しているんですが、森林環境譲与税についてモデル的に、先ほども御答弁しましたように、今、1,000万円ほどございますけれども、その範囲内で、それをどう使っていくか、区民から提案を受けて、その内容を、制度設計は今鋭意やっておりますけれども、来年度の上半期にモデル的な取組を確立させて、提案を受けて、具体的な事業を採択していくと。6年度の新年度予算でこの基金の具体的な活用に向けた、予算化をした上で提案を行っていくというような流れで考えてございます。

都市計画道路担当課長 私からは、都市計画道路の整備に関する御質問にお答えいたします。

まず、都市計画道路の検証項目についてですが、議員御指摘の15の項目は、東京の将来都市計画道路のネットワーク検証において、未着手区間の必要性を確認するために設定した検証項目でございます。今後行われる第五次事業化計画策定の際には、改めて同様な検証項目が設定され、必要性を確認していくものと認識しております。

一方、御指摘の「など」の記載部分でございますが、この東京都全域で行う将来都市計画道路ネットワークの検証とは別に、区において、未着手の路線ごとに整備効果を、例えば防災機能の強化、温室効果ガス削減など、環境負荷の軽減、ほかには移動の快適性やアクセス性の向上など、様々な観点で検証することを考えておりますが、具体的な項目や手法については今後検討してまいります。

次に、補助216号線と227号線についての御質問ですが、先ほど他の議員へ御答弁しましたが、第四次事業化計画の優先整備路線は、計画期間である令和7年度までに事業着手を目指すこととなっておりますが、補助216号線と227号線は、これまで検討してきた結果、この計画期間内での着手が難しいことに加えまして、次の第五次事業化計画に向けて、改めて必要性を検証することとしたことから、都市計画マスタープランの修正骨子案との整合を図って、その記載を削除したものでございます。特に補助216号線は、北側に神田川と京王井の頭線を越えなければなりません。また南側は放射5号線との交差など地形的な理由がございます。令和7年度までの事業着手は困難ですが、区として計画を中止したということではございません。事業化の際には、御意見を伺う場を改めて設けてまいる考えでございます。

私からは以上でございます。

住宅課長 私のほうからは、家賃助成制度検討の枠組みに関する御質問についてお答えをいたします。

住宅確保要配慮者への家賃助成制度の検討は、ほかの区の状況などを参考に、基本的に住宅課内で行ってまいりますけれども、必要に応じて区福祉部門等と連携し、取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

温暖化対策担当課長 私からは、（仮称）気候区民会議についてお答えいたします。

（仮称）気候区民会議は、現在調査研究中でございますけれども、現時点では、先行事例などから無作為抽出について、地域など均等になるよう配慮した上で、無作為で区民に呼びかけ、応諾いただいた方で、可能な限り年齢や性別、地域など、区の実態に即した配分にすることが望ましいのではないかと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

男女共同参画担当課長 私からは、男女共同参画の推進のうち、啓発に関する御質問にお答えさせていただきます。

性の多様性に対する理解が進み、性的マイノリティーに対する差別や偏見が解消されるためには、学校教育等を通して子供の頃からお互いを尊重し、性の多様性を維持させることが重要であり、その点で、教育委員会との連携は不可欠であると捉えておりますので、しっかり連携を図ってまいりたいと考えてございます。

私からは以上です。

子どもの居場所づくり担当課長 私からは、放課後等居場所事業の検証に関する御質問にお答えをいたします。

御指摘のございました19ページの事業量の箱の中で示しております令和6年度の検証という記載ですけれども、令和5年度から2校で試行実施する予定としている学校休業中の実施時間の拡充の取組に対する検証を指しております。こちらについては、当初計画から修正はございませんが、記載が少し分かりづらくなっており、申し訳ございません。放課後等居場所事業を含む児童館再編のこの間の取組の検証につきましては、検証を行うための経費を計上した補正予算を本定例会に提案しておりまして、御議決いただければ年度内から検証を開始することを考えているところでございます。

また、この間、放課後等居場所事業の検証を行ってこなかったのかとのお尋ねがございましたが、当該事業につきましては、これまでも利用している児童や保護者の方へのアンケート調査ですとか、日々の運営での意見聴取などによりまして、運営状況の確認を行ってきてはおりますが、児童館の再編整備には区民に様々な御意見があることから、

これまでの取組の成果と課題を改めて検証することとしているものでございます。

私からは以上でございます。

特別支援教育課長 私からは、済美養護学校及び特別支援学級に関する御質問にお答えいたします。

済美養護学校につきましては、他の議員の御質問で答弁させていただきましたとおり、近隣住民への配慮等により、設計期間を十分に取ってより丁寧に進めるため、全体の計画スケジュールを当初計画の令和7年3月から8月に変更することといたしました。また、特別支援学級につきましては、近年の対象児童数の推移を踏まえ、計画どおり1個の増設により対応できるものと考えております。

なお、特別支援学級を新設した場合、適正な人員は配置されますので、人員不足などの理由ではございません。

私からは以上です。

区政相談課長 私からは、区長と区民の意見交換会についての質問にお答えいたします。

今後も区長は区民との意見交換会を行ってまいります。職員も含めた区全体での区民との対話を重視するという姿勢を表すため、区長のみで特定した文言から区民との意見交換会という形に変更したものでございます。また、区長と区民が対応できる機会の一例でございますが、都市整備部都市計画道路担当によるまちづくりの中で道路を考える対話集会、「さとことブレスト」を10月から開催しており、一般公募区民のほか、様々な対象の方と話し合う場を設けております。このような取組をほかのテーマでも順次行っていく予定です。

私からは以上です。

デジタル戦略担当課長 私のほうからは、デジタル人材の不足に関するお尋ねにお答えいたします。

御指摘のとおり、デジタル人材の不足につきましては、区においても重要な課題だと認識してございます。こうした中で、特別区では、令和5年度に情報通信技術に関する事務の職務としてICT職の任用制度が新設され、令和6年度から採用が行われる予定もございますので、区においても、このICT職の積極的な採用を図り、活用していきたいと考えてございます。また、引き続きデジタル戦略アドバイザーを活用するほか、職員に対しては、デジタルによる講座などを実施し、デジタル化に関する啓発や研修の充実を図り、人材育成に努めていく考えでございます。

以上です。

区長 最後に、私からは、現在の日本の性教育の在り方についてという御質問に私の考え

についてお答えいたします。

当然のことなのですが、性教育に関しては、学習指導要領に基づいて行っていくということですが、区長への手紙でも、区民の方や教育関係者の方から、性教育の在り方についての御質問だとかもいただいております。私も個人的には非常に興味もありますし、大切な分野だと思っています。そして、その上で済美教育センターの所管に教えていただいて、現在どのような事業で、どのような内容を、どの学年において子供たちに伝えているかということも確認いたしました。

社会が大きく著しく変わる中で子供たちが触れている、SNSとかも含めて、状況は大きく環境が変化していると思います。国の全体的な方針として、子供を性暴力の当事者にしないために、当事者というのは、加害者にならない、被害者にならない、そして傍観者にならないというこの方針について、私は大変重要なことだと思いますし、私が教育を受けたときとは随分大きくさま変わりしているという点は評価したいと思います。

ただ、そういった状況においても、子供たちに何をどこまで伝えるかということに関しては大きく意見が、それぞれ多様な意見があるということも承知しております。私個人としては、子供を性暴力の当事者にしないための具体的な教育内容については、社会全体の世論、もしくは教育現場の言葉を聞きながら、さらに深めることが必要、そうでなければ子供を守ることができないのではないかというふうに個人的には思っているところでございます。

いずれにしても、これは本当に慎重な世論形成が大切なことと、そして教育現場の声というのが何よりも大切だと思っていますので、もちろん杉並区が私たちにとっては一番の現場でありますけれども、全国的な議論もしっかりと注視してまいりたいと思います。

以上です。

議長 以上で川野たかあき議員の質疑を終わります。

それでは、新城せつこ議員、お願いいたします。

新城議員 私からは、施設再編の全体的な今後の考え方と、主に子供施策に関連して質問します。

区立施設の再編整備の必要性について、区長はどのような認識を持っているのか、施設再編整備計画の検証はどのような視点でどのような検証を行うのか、お答えください。

区立施設の老朽化によって、今後次々と建て替えが必要になることに、区財政と国の財政支援の現状から、同じ建物を同じ場所に建て替えることや、需要に応じて増やしていくことが可能なのか、一定の再編は避けられないとの認識でいたが、認識はどうか。

また、人口減少、人口構成などの変化に伴い、施設のニーズが変化し、例えば児童館では、小中高生の利用に加え、乳幼児親子の利用や学童クラブの利用が急増するなどの変化に対応する施設の在り方が求められています、区の認識を問います。

区民のアンケートは、アンケートの取り方によって結果が大きく変わることがあります。例えば児童館の現状と今抱えている課題の正しい情報を提供することが大切で、公平な判断ができる内容とすべきですが、どのようなアンケートを行うのか。

子どもが状況によって選べる居場所が地域の中に幾つもあることが望ましいと考えます。区長が語る児童館にこだわらず、子供たちの居場所をどう確保し、保障していくかは、具体的にどのようなことを構想されているのか。今後、子供たちの懇談も行われていくものと思いますが、どのように子供たちの声を聞いていくのか。

外部有識者は、それぞれの課題に見識を持つ方を選任することになると思いますが、どのような専門家を何人ほど考えているのか。

ゆうゆう上荻館及び西荻北館、高井戸東館のコミふら転換計画は一旦休止することになりました。その判断に至った理由は何か。西荻北、高井戸東は保育園が併設され、40年を超える建物であり、その老朽化が課題になっていたとも認識しますが、休止期間はどの程度なのか、休止することで改築はどの程度遅れるのか、また、保護者や地域の方々などへの説明は既に行っていたと思いますが、また今後のスケジュールを確認しておきます。

東京新聞は、区長の記者会見の報道で、児童館の残る26館については廃止の方向を変えたい。区民の話をしっかり聞いて考えると書かれています。この歩道は区長の考え方を正しく伝えているのか、これまでの答弁と違うように感じますが、整理をお願いします。

下高井戸児童館の子ども・子育てプラザへの建て替えて、7地域に1館は完了します。今後残る児童館をそのまま残す場合には、乳幼児親子の居場所事業や学童クラブの拡充にはどう対応するのか、確認したい、お願いします。

以上、修正案に関連してですが、新規に加えられた内容がある一方で、検討期間が1年、2年延びた案件が見受けられます。時間をかけた結果、振り出しに戻るのでは納得が得られるのかどうか疑問に感じています。

16ページの施策17に関連して、子どもの貧困対策の推進や、ヤングケアラーの支援が加えられたことは、会派が求めてきた実態調査実施が加わったことなどを評価します。対策のためには実態をつかむ必要があり、既に実施している他自治体の取組も参考にされたいと思いますが、具体的にはどのような対策を考えているのか。各部署との連携が必

要でもあり、その際、配慮すべきこともあるように考えますが、伺います。

21ページ、子育て支援体制の充実で子ども・子育てプラザについて。2024年度以降は、よりよい子供の居場所の検討を踏まえて決定するとされました。プラザは、子育て世代の孤立をなくすなどの課題があると理解もしていました。1地域はかなり広い範囲であることから、1地域2館構想は必要だと考えていますが、改めてお聞きします。1館のままでも需要に対応できるのかどうか、プラザの必要性について改めて伺います。

22ページ、会派が求めてきた学童クラブの直営館の必要性については、前区政下でも確認をしたところでした。民間委託の検証も賛成です。ところで、本修正では、下高井戸児童館、児相との関係で、阿佐谷児童館が当初の計画どおりに進められることが示されましたが、残り25の児童館については、その名称で残る可能性があるのかどうか、区長は児童館という名称にこだわらずとの認識も示されていますが、どのようなことを検討されているのか。

30ページです。区立児童相談所の設置準備で、設計0.2所から3か年で1所と記載されました。どのような進捗となるのでしょうか。他区の児相を視察させていただき、土地の面積から研究が必要になることと理解します。設計の数字案分の部分について、より具体的にお示してください。

公務員はゼネラリストとして育成される立場から、数年での異動が行われてきました。区職員の異動年数は通例どのくらいなのか、管理職についてはいかがでしょうか。

短期とも取れる数年異動は、児相設置準備担当にも当てはめられるのか。現在、児童相談所設置に向けてかなり研究が行われ、職員が気概を持って頑張っている段階で異動するのは、積み上げてきたものを失うことにならないかと不安です。職員が派遣で研修に行き、後発のよさを生かして、各自治体の児相の取組を研究し、生かそうとして奮闘していることを議会としても応援していきたいと思えます。スペシャリストとしての職員の存在が必要です。その点で、安易な職員異動が行われないよう求めますが、お考えをお願いします。

31ページについてです。保育施設等の整備・充実では、今後の認可保育園の整備に当たっては、待機児童ゼロ継続を前提に、保育所増加が鈍化しつつある状況を踏まえて、歳児別、地域別に保育需要を精査し、必要となる定員数の確保に取り組むと書かれましたことは評価をします。一方で、需要には小規模であることのよさから、家庭福祉員やグループ保育を希望する方々も依然として存在しています。その需要をどのように保障するのか、今後の存続はどうされるのか、お考えをお尋ねします。

以上です。

議長 ただいまの質疑に対し、答弁をお願いいたします。

施設マネジメント担当課長 私からは、区立施設再編整備計画に関する御質問にお答えいたします。

まず、区立施設の再編整備の必要性や検証等に関する御質問にお答えします。

区立施設の再編整備は、施設の老朽化や新たな区民ニーズへの対応、限られた財源での施設整備といった区立施設が抱える課題に対応するため、必要な取組であると考えております。また、厳しい財政状況や集会施設等の整備に当たって、国や都の補助がないこと、こうしたことを踏まえますと、需要に応じて施設を増やすことや、これまでの施設をそのまま建て替えることは困難であり、複合化や多機能化などを含め、再編整備の取組は必要なものだと考えております。

一方で、具体的な取組やその進め方などにつきましては、多くの区民の方から様々な声をいただいていることから、改めて利用者をはじめ多くの方から幅広く意見を聞き、有識者の意見聴取も行いながら、この間の取組の検証を行い、今後の進め方について検討していく必要があると考えております。

次に、区民アンケートに関するお尋ねですが、御指摘のとおり、アンケートの実施に当たっては、公正公平なものとしていくことが重要であると考えております。このため無作為抽出の区民アンケートの実施に当たりましては、抽出に当たりまして、世代や地域に偏りがないように留意するとともに、例えば設問票に加えてこれまでの再編整備の考え方をまとめた分かりやすい資料を同封するなど、公平な判断ができるよう工夫を行ってまいりたいと考えております。

次に、有識者からの意見聴取に関するお尋ねですが、現在検討中のため、現時点では具体的なことは申し上げられませんが、予算上は今回4名分を補正予算として計上しておりますので、公平公正な検証となるよう複数名の方から御意見を伺ってまいりたいと考えております。

私からの最後に、ゆうゆう上荻窪館、西荻北館及び高井戸東館に関する御質問のうち、所管事項に係る御質問にお答えいたします。

まず一旦休止することになった理由でございますが、計画の一部修正案にも記載させていただきましたとおり、ゆうゆう館の再編整備につきましては、今後、検証等を行い、新たな方針を決定する予定であることから、方針を決定するまでの間、原則として一旦休止することといたしました。当該再編整備の取組につきましても、この原則を踏まえ、かつ併設する保育園の改築につきましても、老朽化しているとはいえ、直ちに改築しなければならない状態ではないこと、あるいはコミュニティふらっとの建設工事がいずれ

も令和6年度からの予定であったことなどを踏まえまして、一旦休止するとしたものでございます。

なお、休止期間等につきましては、今後の検証等の結果によりまして、改築の手法や時期が変わる可能性もあるため、現時点でどの程度遅れるか未定でございます。

私からは以上です。

保育課長 私からは、改築計画を一旦休止する西荻北保育園、高井戸東保育園に係る御質問について御回答いたします。

保護者や地域への説明ということでございますが、対象となる保育園の保護者や、今後これらの園を御利用される保護者、また、地域への情報提供につきましては、各園や保育利用申請の窓口のほか、公式ホームページなどでの情報提供を11月15日から実施しているところでございます。また、今後のスケジュールにつきましては、検証の結果、新たな計画が明確になり次第、各園保護者への説明会を実施するとともに、窓口、公式ホームページ等でも周知等を行っていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

児童青少年課長 私からは、まず児童館に関する一連の御質問にお答えをさせていただきます。

御指摘のように、そもそも人口構造の変化や子供の居場所を取り巻く区民ニーズの変化に的確に対応するということが、児童館機能を再編するということの出発点となっているところでございますので、区が今後行うこととしているよりよい子供の居場所の検討におきましても、この点を基本に据えて考えていくことになるものと存じます。また、委員からは、今後のよりよい子供の居場所の具体的な構想や児童館を存置することを前提とした児童館の運営形態の在り方や、乳幼児親子の居場所、学童クラブの考え方に関する御質問もございました。

こうした点につきましては、まさに今後の子供の居場所等の検討の中で、その具体化を図っていくこととなりますが、子どもの権利条約の内容や、いわゆるサードプレイスの必要性、さらに児童館という施設そのものを残置するか否かではなく、児童館が果たしてきた重要な役割や機能をどう継承するかなど、様々な要素を踏まえまして検討を行ってまいりたいと考えているところです。

なお、子供の意見聴取の手法につきましても、今後検討してまいりたいと考えてございます。

次に、新聞報道に関する御質問でございますが、そのような報道があったということは承知しているところですが、この間の児童館の廃止を前提とした取組を一旦立ち止ま

ることで児童館がこれまで果たしてきた重要な機能が失われないように継承していかなければならないという思いがそのような発言につながったものと捉えているところでございます。

次に、子ども・子育てプラザに関する御質問にお答えいたします。

子ども・子育てプラザを各地域に2か所ずつ整備することとしていた理由ですけれども、乳幼児親子の方にお使いいただける距離としておおむね半径1キロから1.5キロの範囲に1か所ずつ整備することを目安とし、当時設定をしたものでございます。今後行う予定のよりよい子供の居場所の検討におきましては、ゼロ歳から18歳までの全ての子供たちにとってどういった居場所が適切であるかを検討していく考えですので、子ども・子育てプラザの整備の考え方につきましても、その中で見定めてまいりたいと存じます。

私からは以上です。

子ども家庭部管理課長 私からは、子どもの貧困実態調査に関する御質問にお答えをいたします。

内閣府で実態調査の調査項目の具体例を示しているんですが、他自治体では、国と他自治体との比較検討ができるように、これを参考に項目を定めておりますので、本区におきましても、これに区独自の項目を加えるという考え方で進めてまいりたいと思っております。

また、本年4月に子どもの権利条例を施行いたしました中野区におきましては、条例を検討する審議会の場合にもこういった実態調査の結果を報告いたしまして、それを踏まえた議論なども行われているという事例もありましたので、こういったことも参考にしております。

本区では、子ども家庭部、保健福祉部、教育委員会等の関係部課長により構成される庁内の推進会議というのを設置しておりますので、こちらで適宜連携、共有を図りながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

児童相談所設置準備担当課長 私からはまず、区立児童相談所の設計の具体的な進捗についてお答えをいたします。

区立児童相談所の設計では、建物の構造や配置、基本的なレイアウトなどを決める基本設計と実際に工事を進めるための設備や機能性やデザイン性など様々な視点で詳細な内容を決める実施設計を行います。基本設計と実施設計を合わせたものの進捗状況の度合いが数字となっているものでございます。

次に、児童相談所の職員の異動についてお答えをいたします。

職員の異動につきましては、人事にも確認しておりますが、原則、事務で5年以上、福祉職で8年から10年以上で異動する基準を設けております。管理職は異動の基準を設けておらず、必要に応じて異動を行っているということでございます。児相の運営にはスペシャリストの力が不可欠であることは、人事課も、所管課も、認識をしており、協力して他自治体への児相などへの職員の派遣や、今後の児相を担う専門職の計画的な採用を進めております。人事課とは既に調整を行っておりますが、職員が児相派遣という厳しい状況の中で培ったノウハウやそのことを受け止めながら進めている準備の内容が区児相運営に十分に活かされるような職員の配置や異動にしたいというふうに考えてございます。

私からは以上です。

保育施設担当課長 私からは、家庭福祉員やグループ保育室についてのお尋ねにお答えいたします。

家庭福祉員やグループ保育室は、少人数の家庭的な雰囲気の下での特色ある保育が支持され、定員充足率も極めて高く、区における多様な保育サービスの一翼を担っていただいております。こうしたことから、区といたしましては、引き続き保護者への周知、案内を丁寧に行うとともに、区の委託事業として運営を続けていただけるように支援してまいりたいと考えております。

議長 新城せつこ議員。

新城議員 1点だけ再度確認をさせていただきます。

プラザについてです。先ほどゼロ歳から18歳の居場所について見定めていくというふうなお話もありましたが、80ページでは、1地域2館構想はそのまま継続するというふうな書かれ方もされていて、その点ちょっと整理して整合性を持たせてください。

議長 ただいまの質疑に対し、答弁をお願いいたします。

児童青少年課長 子ども・子育てプラザにつきましては、今定例会に御提案しておりますプラザ下高井戸の転用、こちらを御議決いただけましたら、各地域に1か所ずつ、計7か所のプラザが完成するということになります。この後のプラザそのものの展開の考え方、こういったところも含めまして、今後行う子供の居場所づくりの検討の中で併せて行っていきたいと考えているところでございます。

議長 以上で新城せつこ議員の質疑を終わります。

それでは、岩田いくま議員、よろしく願いいたします。

岩田議員 まず、策定プロセス等全般的事項について伺います。

第3回定例会における総務財政委員会での報告では、修正案の議会への報告の場が決まっていなかったと思います。今回総務財政委員会ではなく、全員協議会とした理由を確認いたします。

なお、計画決定後の議会への報告の場及び時期については、先ほど既に御答弁がございましたので、省略をいたします。

修正案の段階では、財政計画の修正案は示されておられません。計画決定後の報告では、修正された財政計画が示されると考えてよいか、確認をいたします。

あわせて、今回の修正案の結果、実行計画事業費の総額と増減はどうなっているのか、修正される実行計画事業のうち、経費増減幅の大きい上位3事業の詳細と併せ確認をいたします。

令和5年度には、1年前倒しでの計画改定が予定をされております。現段階でどのようなスケジュールを想定しているのか、確認をいたします。

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票が公表されましたけれども、実現に向けた仕分けでA区分とされながら、今回修正の入らなかった事業の数と、それぞれの理由を確認いたします。

次に、実行計画案について伺います。

まず、10ページの都市計画道路の整備について。補助第132号線の事業認可区間及び第221号線について、住民との合意形成を図りつつ事業を進めるとされておりますが、ここでいう合意形成を図る住民とは誰を指しているのか、確認をいたします。

既に事業認可されている補助第221号線では、令和4年度から用地折衝とされていきます。用地取得の対象となる方との個別協議はいつから始まるのか。さらに土地所有者が事業に反対していたり、補償金額に不満があったり等で任意に土地を取得できない場合、土地収用法に基づく収用制度による方法がありますが、この収用による取得に対する見解並びに適用時期について伺います。

補助第216号線及び第227号線に関して、修正案では令和5年度と6年度の事業量の記載が削除されております。説明書きでは「必要性を検討します」となっておりますが、これでは事業化検討の結果、必要性なしとの結論を前提としているように見えます。不適切ではと考えますが、見解を伺います。

13ページ、区民参加による気候変動対策の推進に関して、気候変動について問題意識を持つ方だけでなく、無作為抽出等で選ばれた区民を対象とした理由を確認します。

31ページ、保育施設等の整備・充実における認可保育所等の新設等に関して、既に一定の御答弁をいただいておりますけれども、当該施策は、前区政において様々な弊害が

ありながらも、強力に推進された施策だと思っておりますので、改めて確認をさせていただきます。

修正案の説明書きでは、「歳児別・地域別に保育需要を精査のうえ、必要となる定員数の確保に取り組めます」となっておりますが、令和5年度と6年度の新規定員数がなくなっております。この2年間の継続的な待機児童解消に向けた考え方について確認するとともに、この事業量の記載では誤解を与えかねないのではと考えますが、見解を伺います。

続いて、区政経営改革推進計画案について伺います。

43ページ、民営化・民間委託等の推進、これに関しては聞こうとしておりましたことが既に御答弁をいただいておりますので、その答弁を受けて、ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、民営化・民間委託のほうについては、新たな方針、その反映を6年度、毎年度修正で反映というようなことだったかと思えます。これは6年度の毎年度修正ということになると、毎年度修正って区民意見提出手続を原則取らないということになっていたと思うんですよね。なのですが、これは新たな方針次第なんですけれども、場合によっては区政経営改革推進計画等に大きな影響を与える可能性もあると思えます。そういった場合には毎年度修正でもしっかりと区民意見提出手続を取っていただきたいと思えますが、見解を確認しておきます。

続いて、デジタル化推進計画案について伺います。

69ページ、デジタル技術を活用した遠隔手話の導入について、手話通訳者はどこにいる想定か、確認をいたします。

また、感染拡大期の対応等を見据え、自宅等どこにいても電子機器越しに手話通訳ができるようにルールを整えておくべきと考えますが、見解を伺います。

最後に、施設再編整備計画案について伺います。

施設再編の取組を一旦休止する事業に関して、各施設の築年数と耐震性及び改修や修繕の必要性について確認をします。また、区立施設長寿命化計画との整合は取れているのか、確認をいたします。

124ページ、有料制自転車駐車場の整備について。職員会館跡地を有料制自転車駐車場として整備するとあります。中野区の杉山公園では、地下円筒形の駐輪場を設け、上部を公園として活用しています。区役所の至近でもあり、グリーンスローモビリティ等、新たな公共交通の拠点としても活用したい施設かと思えますが、どのような形式の自転車駐車場を想定しているのか、確認します。

最後に、120ページ、職員会館の廃止と跡地活用の検討では、更生保護サポートセン

ターをウェルファーム杉並内に移転することが示されました。移転先をウェルファーム杉並とした理由と、何階に移転することを考えているのか、確認をします。

議長 ただいまの質疑に対し、答弁をお願いいたします。

政策経営部長 まず、私のほうから全般的な事項の一部について御答弁させていただきます。

最初に、修正案の議会報告の場についての御質問がございましたけれども、これは変化が激しい時代状況とさきの御答弁で申し上げましたけれども、毎年度の修正は既に織り込み済みでございました。新区政がスタートして、区長公約との整合を図るという、そのための修正も盛り込んだということがございます。そのための重要な変更修正が入っているということと、加えてパブリックコメントにも付していく予定である点等も鑑みて、全議員の皆様へ御報告する場として全員協議会を開催させていただくことが適当であるというふうに判断したところでございます。

次に、財政計画についての御質問がございましたけれども、財政計画につきましては、パブコメによる修正も念頭に置きつつ、予算編成の中で事業費を確定させた上で、計画決定時にお示しをしていく考えでございます。

私からは以上です。

企画課長 私からは、残りの全般的事項についての御質問にお答えします。

まず、今回の修正案の結果の実計事業費の総額に関するお尋ねがございましたけれども、これは全体としては減の要素のほうが大きいのかなというふうに今のところ考えております。具体的な額については、これは予算編成の中でということになってまいりますので、上位3というような言い方はなかなか今の時点では難しいんですが、ただ、規模の大きなものとしたしましては、認可保育施設のほうの整備の関係、それからコミふらに関しましても検証に伴って、設計等の経費についての減要素、さらには都市計画道路の132号線について、6年度工事ということで計上していたものの減要素と、このあたりが大きいのではないかなというふうに考えているところでございます。

それから、1年前倒しでの計画改定スケジュールの現段階での想定ということでございますけれども、これは様々な取組についての検証の進捗の状況を見定めながらということにはなりますが、全面改定ということはかなり大がかりな改定となりますので、これは昨年度、新たな総合計画を策定したときのスケジュールとの比較でいいますと、おおむね10月の終わり頃までにはパブコメに付して、それから3月、年度内には決定していくということが1つの進め方としての想定なのかなというふうに思っていますが、詳細のところはこれから具体的に詰めていきたいというふうに思っております。

私から最後に、「さとこビジョン」の実現に向けた取組の概要の中で、A区分、これは令和4年度中または令和5年度当初から実現できるものという区分のものでございますけれども、これは事業という単位ではなくて、公約の分類整理の中では取組数というようなことでお示しをさせていただければと思います。Aの含まれている取組は、14あったかと存じますが、そのうち修正案に盛り込まれていないものは11かというふうに思います。例えば給食費の値上げ分の公費負担など既に地方創生臨時交付金などで手当ができたものなどについては含まれておりません。また、高齢、障害の縦割りをなくすというような公約に関しましては、共生型サービス、これは既に実行計画で計画化しているものでもございまして、現行既に取り組んでいるものというようなものは特に修正案には反映されていないというところ、また、区長の専用の公用車の廃止といったことに関しましては、これは既に実施しているというようなことで修正案の中には盛り込まれなかったというものがあると、そんなところでございます。

私からは以上です。

都市計画道路担当課長 私からは、都市計画道路に関する御質問にお答えします。

事業認可区間の合意形成を図る住民とは誰を指しているのかという御質問ですが、これは地権者など、関係権利者や道路の利用者を含めた全ての住民となりますが、先ほど他の議員に御答弁したとおり、全員合意というのは困難でございます。ただ、様々な意見がある中で議論を尽くし、できる限り合意形成を図りながら進める考えでございます。

また、特に土地をお譲りいただく地権者など関係権利者とは、合意の上で用地取得を進めてまいります。

次に、都市計画道路補助221号線の用地の取得についての御質問でございますが、用紙折衝に必要な補償算定及び物件調査の業務委託を発注しまして、この10月にプロポーザルを経て受託事業者と契約を締結いたしました。既に折衝を望む地権者とは接触をしておりまして、調査等を開始している段階でございます。

都市計画道路の認可を受けたことで、当然土地収用法の対象となりますが、区といたしましては、まず関係権利者の皆様と個別にお話をさせていただき、合意の上で用地取得を進める考えでございます。そのため、現時点では収用による土地取得は想定してございません。

私から最後になりますが、補助216号線と227号線に関する記載についての御質問でございます。

先ほど他の議員にもお答えしましたが、第四次事業化計画における優先整備路線につきましては、計画期間である令和7年度までに事業着手を目指すこととして検討してま

いりましたが、時間的にもこの2路線については期間内での着手が難しいことに加えまして、次の第五次事業化計画に向けて、改めて必要性を検討をすることとしたことから、都市計画マスタープランの修正骨子案との整合を図ったもので、検討の結果、必要性がないために削除したということではございません。

私からは以上でございます。

温暖化対策担当課長 私からは、（仮称）気候区民会議についてお答えいたします。

無作為抽出などで選ばれた区民を対象とした理由についてでございますが、関心の有無にかかわらず、幅広い区民に参加してもらおうとともに、それをお知らせしていくことで、より多くの区民に関心を持ってもらい、そして考えていただくことや、意見などってもらうことが大事と考えてございます。こうした視点から、共に気候変動について学び、議論していただくためにも、無作為による参加募集が効果的と考えたところでございます。

私からは以上になります。

保育課長 私からは、保育施設等の整備・充実についてお答えいたします。

今後2年度の継続的な待機児童解消に向けましては、保育需要については隔年1万5,000人程度と想定する一方で、令和6年4月時点の確保量は1万6,270人であることから保育施設数の増によることなく、マッチングによる利用調整のほか、特定地域の特定歳児の定員不足がある場合には、当該地域での定員数の変更や弾力化で対応することを想定しております。

また、事業量の記載につきましては、施設の新設等の取組につきましては、令和4年度までは実施する一方、令和5年度以降は実施しないことから、このような記載とさせていただきます。

なお、説明文において待機児童ゼロに向けた取組については、今後も歳児別、地域別に保育需要を精査し、必要な定員数については確保することを区の方向性として示させていただいているところでございます。

私からは以上でございます。

区政経営改革担当課長 民間委託の検証に伴う計画の見直し、これは毎年度修正に入れる際のパブコメを行わないのかというようなお尋ねがあったかと思いますが、こちらにつきましては、6年度に新たな方針を決定しました際に、どのぐらいのどんな内容での修正になるのか、それに伴って検討してまいりたいというふうに考えてございます。

障害者生活支援課長 私からは、遠隔手話通訳についてお答えいたします。

遠隔手話通訳者の配置場所につきましては、他区での実績がある専門事業者への委託

を検討しているところでございます。手話通訳者は事業者のオペレーター室に常駐しております。また、委員御指摘のとおり、電子機器による手話通訳の活用拡充、またそのためのルールの設定に関しましては、まず利用者のIT機器の活用方法の習得を進め、並行して段階的に24時間365日の手話通訳サービスの提供の実現性を探りながら、ルール、仕組みの設定などを進めてまいります。

施設マネジメント担当課長 私からは、施設再編の取組を一旦休止する事業に関する御質問にお答えします。

まず、各施設の築年数でございますが、高井戸西児童館、ゆうゆう高井戸西館、こちらは併設施設でございますが、築50年、高井戸児童館は40年、阿佐谷児童館、こちらは今年オープンしたものでございますので、1年未満、ゆうゆう高井戸東館は49年、浜田山会館は29年、ゆうゆう上荻窪館は59年、ゆうゆう西荻北館は49年でございます。いずれの施設につきましても耐震性については問題ございません。

また、改修や修繕の必要性についてですが、一旦休止をすることに伴いまして直ちに改修等が必要な状況ではございませんが、必要に応じ適切に対応してまいります。

次に、長寿命化計画との整合でございますが、長寿命化計画におきましては、建築後20年、40年、60年目を目安に修繕や長寿命化改修を実施する考え方を示しておりますけれども、この年数はあくまでも目安でございまして、取組の実施に当たりましては、再編整備の取組等を踏まえる必要があることから、具体化する際には、この施設再編整備計画や実行計画で決定していくこととしておりまして、整合は図られているものと考えております。

私からは以上です。

土木管理課長 私からは、職員会館の跡地を活用した自転車駐車場の整備についてお答えします。

現段階で具体的な整備形式は未定となっております。駅に近い自転車駐車場としてニーズの高い場所となっておりますので、そのニーズへの対応と併せまして、公共交通の機能を補完するシェアサイクルポートの利用なども検討してまいりたいと考えております。

保健福祉部管理課長 私からは、職員会館廃止に伴う更生保護サポートセンターの移転についてのお尋ねにお答えいたします。

まず、移転先をウェルファーム杉並とした理由ということですが、更生保護サポートセンターは、犯罪や非行を行って処分を受けた人たちの立ち直りを支援する地域の保護司の活動拠点でありまして、運営は杉並区保護司会が行っております。ウェルファーム

杉並には、暮らしのサポートステーションや福祉事務所、就労支援センターなど、区民の暮らしのサポートをする機関が多数入っておりますので、保護司の方が行う更生保護活動との一層の連携が見込めることから、移転先としたものでございます。

また、その移転場所ですが、ウェルファーム杉並の4階にある区民事務所の運営事業者が今スタッフルームなどで使っているスペースを予定しているところでございます。

私からは以上でございます。

議長 以上で岩田いくま議員の質疑を終わります。

次に、都政を革新する会の質疑ですが、ほらぐちともこ議員から本日は欠席との連絡を受けておりますので、質疑を省略し、議事を進めます。

それでは、佐々木千夏議員、お願いします。

佐々木議員 実行計画の10ページに、無電柱化、歩道のバリアフリー化を行うとありますが、2019年の台風15号により、千葉市で57.5メートルもの強風により、経済産業省の推定では、千葉県内で約2,000本もの電柱が倒壊、損傷したと報じられ、区民の方々から万一、区内で同様の被害が発生した場合のことを考え、ぜひ今後も事業の継続をお願いしたいと御要望があり、現在、区内では何%まで実施されているか、この計画期間ではどれくらいを目指し、実施の御予定なのか、お知らせください。

実行計画45ページに、学童クラブ運営委託の推進とありますが、区民の方々からは、民間委託により、区内の雇用促進につながることは大変よいことであると思う反面、民間委託により、安全対策などの質の低下に御心配の声、下高井戸児童館の機能移転計画見直しに関する陳情が区長の下にも届けられていると思っておりますが、この件とこの計画期間の最重要課題として、区が小学校で実施する放課後等居場所事業において、区の委託事業者の職員が盗撮の疑いで逮捕された事件に対し、区民の方々からも大変御心配のお声をいただいております、事件のあった施設運営の法人は、区内の学童クラブのうち11施設も運営、逮捕された職員がほかの系列施設の援助などほかの施設に行った形跡、盗撮以外の被害はなかったかなど調査が必要ではないか、区議会でも事件解明と再発防止策を協議してほしいとお声をいただいております、現在、区ではどのように注意喚起を図り、また再発防止策としてどのようなことを求めていますでしょうか。

議長 ただいまの質疑に対し、答弁をお願いいたします。

都市計画道路担当課長 私からは、無電柱化についての御質問にお答えします。

区内の無電柱化は、区道の管理延長約622キロメートルのうち、整備延長は約6キロ、無電柱化の整備率は僅か1%でございます。無電柱化工事にはとても多くの費用と時間を要します。電気やガス、水道など関係する占用企業者との調整から始まりまして、各

企業者の工事、最終的な表面の舗装工事まで全てが完成するには7年から10年近くかかります。そのため、この計画期間での進捗率は変わりませんが、現在、都市計画道路補助132号線と補助221号線、また歩道のない生活道路では荻窪保健センター前のバス通り、そして阿佐ヶ谷駅北東地区において電線共同溝の設計などに取り組んでいるところでございます。

私からは以上でございます。

学童クラブ整備担当課長 私からは、学童クラブ等に関する一連の御質問にお答えします。

まず、民間委託については、区の学童クラブの民間委託ガイドラインに沿って適切に事業者を選定するとともに、運営開始後は、児童館や子ども・子育てプラザを中心とした支援体制により、質の維持向上を図ってきたところでございます。

次に、下高井戸児童館の機能移転に関する陳情については、区として真摯に受け止める必要があるものと考えており、今後、可能な限り適切な対応を図ってまいります。

次に、委託事業者の職員が盗撮で逮捕された事案についてですが、当該職員は平成31年度に事案のあった事業実施場所に配属されていますが、その間、配属場所以外での勤務実績はなく、盗撮以外の行為は行っていないことを確認しております。

また、本事案に関しては事案の概要を各児童館をはじめ、学童クラブ、放課後等居場所事業の委託事業者にも共有し、撮影機能を持つ機器の管理徹底や、保護者、利用者から疑念を抱かれるような振る舞いを行わないなど注意喚起を行うとともに、現在は再発防止に向けた取組について、事業者と有効な対策を協議しているところでございます。

私からは以上です。

議長 以上で佐々木千夏議員の質疑を終わります。

次に、杉並わくわく会議の質疑ですが、松尾ゆり議員から本日は欠席との連絡を受けておりますので、質疑を省略し、議事を進めます。

それでは、木梨もりよし議員、お願いいたします。

木梨議員 区立施設再編整備計画についてお尋ねしたいと思います。

まず浜田山会館、一遍に言うということですので、それから子ども・子育てプラザについての説明をお願いいたします。

議長 ただいまの質疑に対し、答弁をお願いいたします。

施設マネジメント担当課長 私からは、浜田山会館に関するお尋ねに御説明させていただきます。

浜田山会館につきましては、当初コミュニティふらっとに内装改修をして転用いたしまして、ゆうゆう高井戸東館の機能を継承する計画でございました。また、コミュニテ

イふらっとの改修に伴いまして、現在併設しているケア24浜田山、こちらを移転するというような計画が当初の計画でございました。こちらの計画につきまして、ゆうゆう高井戸東館の今後につきまして、いわゆるゆうゆう館の再編、コミュニティふらっとの再編につきましては、今後検証いたしまして、その上で新たな方針を決定し、それに基づいて判断をしてまいるといようなことから、今回の一部修正の中では、一旦取組を休止するといようなことで整理をさせていただいたものでございます。

私からは以上です。

児童青少年課長 子ども・子育てプラザでございませけれども、乳幼児親子を主な対象とした施設でございまして、当初の再編整備計画ですと、各地域に2か所ずつ、計14か所の整備を目指して取組を進めてきていたところです。今般、今後の子供の居場所の検討を行うということにしておりますので、今定例会でお示ししている地域7か所目のプラザ下高井戸、こちらが設置できた後は、今後の子供の居場所の検討の中で、改めてプラザの取扱いもどうするか、こういったところを検討してまいりたいと考えているところです。

以上です。

議長 木梨もりよし議員。

木梨議員 浜田山会館につきましての説明はよく分かりました。

子ども・子育てプラザについて、さきの議会の私の意見開陳の中でも、乳幼児施設でありますので、その身近なところに子ども・子育てプラザは必要じゃないかなと。これは再編計画の修正とかじゃなくて、もう基本の計画自体に私は問題があったんじゃないかなと。杉並区は7つの地域があって、そこに2か所ずつということで、計14か所ということでございます。例えば浜田山の地区を見ましても、今浜田山児童館があったんですが、学童保育専用の児童館、児童館になっているんだか、学童になっちゃっているんだかよく分かりませんが、児童館のあるところはいいんですよね。児童館を活用して、ゆうキッズだとかいろんな形で、子ども・子育てプラザがなくても、各小学校区に児童館があったんだから。だけれども、そのないところはどうするんだと。

ちょっと先の杉並第二小学校のところに子ども・子育てプラザがあるんですよね。浜田山から行こうと思ったら、すぎ丸くんを使って、それこそワンコインを払っていかなきゃいけない、乳幼児施設でそういう配置がいいのかどうか。私は、子ども・子育てプラザについて、やっぱりこの辺のところも根本的な考え方、もう当初の考え方がどうなのかなと、その辺のところの、今後、御検討をしていただければありがたいと思います。

議長 ただいまの質疑に対し、答弁をお願いします。

児童青少年課長 今、議員から御指摘をいただいたとおり、子ども・子育てプラザ、この間利用実績を見ましても、児童館時代に比べて大きく利用者数を伸ばしていきまして、非常に御好評をいただいている施設だというふうに思っております。プラザがない地域も既存の児童館で展開させていただくほか、プラザがないほかの地域につきましては、小学校区程度の範囲を基本に、コミュニティふらっと内に乳幼児室を設けるなど、気軽に立ち寄っていただけるような、そういった部屋もつくらせていただいているところであります。

今後行う検討の中では、今おっしゃっていただいたような、よかったような成果も一方で確認をし、もう一方では課題も確認をして、今、議員からあったような御視点も踏まえて、今後の居場所を検討していくということを行いたいと思っております。

議長 以上で木梨もりよし議員の質疑を終わります。

それでは、奥山たえこ議員、お願いいたします。

奥山議員 実行計画施策7、家賃助成について、11問です。

1番、今回の追加を行った理由は何か。

2、家賃が高くて住めないのであれば、杉並から出て行けばよい、ほかに住めばよい、安いところに住めばよい、杉並はそのように考えているのかどうか。

3番、追加部分の下線部に「検討を進めます」とだけあって実施しますとの文言がないんですよ。なぜですか。

4、家賃助成に関する区長の公約とは何なのか、区の理解と認識を伺います。

5、低所得者を対象にした家賃補助制度を創設しますというのは、対象する人全てに支給しますという意味だと区は解釈しているのかどうか。

6、10月17日です。住宅課長は答弁の中で、区長の公約実現には年間122億円かかりますと。ここで、算定の要素の中に月額2万円という金額があるんだけど、この2万円は一体どこから出てきたんですか。

7、私奥山が一般質問で伺いました23区のうち、独自施策として家賃助成をしている区の実績値を伺いました。一番多く出している区は8,136万という答弁でありました。この内訳を、件数を含めてお答えください。

8、居住支援協議会です。どのような活動をしてきましたか。そして現行計画のほうですよ。書いてありますが、ほかに何かあれば教えてください。さらに、空き家の有効活用という観点から何かありますか。居住支援協議会の今後の3年間についてであります。現状維持というふうに考えてよろしいかどうか。

9です。これまで住宅家賃助成制度を設けていない理由として、民間住宅のストックを有効活用するんだと言っていますけれども、具体的にどういうことをやったのですか。

10です。家賃助成制度ですけれども、これも答弁について、住宅価値を損なわないといった貸主側の視点なども踏まえて検討を進めてまいりたいという答弁があったんですけども、これは意味がよく分からない。解説してください。

11です。区は、区内の民間賃貸住宅の家賃の水準を知っているか、金額が分かれば教えてください。

議長 ただいまの質疑に対し、答弁をお願いいたします。

住宅課長 私のほうから一連の御質問に対してお答えをいたします。

まず、家賃助成制度による居住支援を計画的に追加した理由についてでございますけれども、この間、区は家賃助成制度がない中でも区営住宅、また民間賃貸住宅などの既存ストックを有効活用しまして、住宅確保要配慮者支援に取り組んでまいりました。一方で、既に19区で何らかの家賃助成制度が実施されていることも事実ではございます。そのような中、家賃助成制度の創設をマニフェストに掲げた岸本区長が就任をいたしまして、その実現に向けて取り組むことといたした次第でございます。

次に、住み続けたい人等に関する御質問についてでございます。区は、住み続けたいというふうに思われる方は、もちろん住み続けていただきたいと考えております。このため、区では杉並区居住支援協議会を通して、不動産店の紹介であるとか、また居住支援法人を案内することなどにより、入居支援に取り組んでいるところでございます。

次に、修正版11ページ、文言についてでございます。家賃助成制度による居住支援の検討は5年度から開始するところですので、リード文においては、5年度当初の段階で取り組むべきである検討を表記しているところでございます。実際6年度の検討実施を目指していることから、表の部分、いわゆる箱の部分には、その旨を記載させていただいております。

次に、区長公約の認識についてでございます。岸本区長の公約の骨子は、家賃助成制度の創設であると認識をしております。

次に、支給対象についてでございます。ほかの会派の御質問にもお答えさせていただいておりますとおり、家賃助成制度につきましては、導入している各区においても取組は異なっておりまして、区においても、年代層や家族形態ごとに求められる居住条件であるとか、またニーズ、また効果は異なってきます。こうしたことから、区の実情を踏まえ、他区の事例なども参考にしながら、当該制度の詳細について幅広い検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、月額2万円についてですけれども、こちらは、ほかの自治体での取組を参考に2万円を積算する際の仮の金額として設定をした次第でございます。

次に、一般質問でのランキングの最上位の金額についてでございます。こちらは月額単価が3万円、掛けることの12か月掛ける件数226件で、こちらが8,136万円の算定をした計算の内容でございます。

次に、居住支援協議会についてですけれども、こちらが高齢者、障害者、独り親家庭などの住宅確保要配慮者に対しまして、不動産店の紹介、また住宅に関する情報の提供であるとか、また仲介手数料の一部助成、こちらは上限が6万9,800円となっておりますけれども、こちらであるとか、家賃等債務保証、上限3万円でございますけれども、また見守りサービス、また葬儀の実施等による入居支援事業を実施しております。また、空き家の活用につきましては、平成29年度空家等利活用モデル事業におきまして、独り親世帯向け賃貸住宅を提供いたしまして、生活支援を行う事業を行っております。

次に、民間住宅のストックを有効活用した具体例、有効活用の事例についてでございます。こちらは先ほども御説明をさせていただきました居住支援協議会による高齢者アパートあっせん事業などの活用により実施をいたしております。

次に、貸主側の視点も踏まえた検討ということについてでございますけれども、こちら、平成30年の住宅土地統計調査によりますと、区内の空き家、空き室は約3万戸存在をしております。こうしたものが入居をされずに、そのまま修繕もされない状況が続いてしまえば、貸主にとって住宅価値を損なうことにもなりかねませんので、空き家等の利活用といった視点からも検討を進めてまいりたいといった趣旨でございます。

次に、家賃水準、区内の家賃水準についてでございます。こちらは、市場流通量の多い築が、築浅というか、建ててからまだそれほど間がたっていないワンルームマンション、仮に20から30平米程度の取引情報を調べましたところ、区内ですと、例えば阿佐谷地区ですと月額大体8万円から12万円、また高井戸地区ですと月額大体7万から10万5,000円程度というふう聞いております。

私からは以上です。

議長 5時を過ぎようとしています、この際質疑を続行いたします。御了承願います。

それでは、奥山たえこ議員。

奥山議員 答弁漏れ。5番です。区長の公約ですけれども、対象とすることは、対象となる人全てに支給するという意味なのか、それが1つ。

それから、今杉並区の所管は、杉並区において家賃助成制度は必要であると考えているのか、そこを確認します。

議長 ただいまの質疑に対し、答弁をお願いいたします。

住宅課長 すみません、重ねてのことになってしまうんですけども、先ほどお答えさせていただいた支給対象につきましては、やはりこのことについても年代層、また家族形態ごとにやはり違ってまいりますので、そういった意味では、全てというよりか、そういったことについても検討していきますというふうな趣旨でございます。

あと家賃助成の必要につきましては、以前は家賃助成以外のことで支援させていただくということで一貫しておりましたけれども、先ほどもちょっと御説明させていただきましたけれども、近年様々な事情の中で、やはり検討する必要もあるというふうに考えるようになってきた向きもあります。そういった中で、岸本区長が就任をされて、もう家賃助成を実現していきたいと、こういうふうなことがございましたので、そういったことにより、検討して、家賃助成による居住支援を実現してまいりたいと、こういう趣旨でございます。

〔奥山議員「部長、追加答弁ないんですか、全てに関して。きちんと答弁してくださいよ」と呼ぶ〕

都市整備部長 今、住宅課長のほうが再質問について御答弁させていただきましたけれども、やはりこの間も議会でも御答弁させていただいておりますとおり、まず対象となる人全てに支給ということにつきましては、やはりこの間、区長レクも行っていく中では、やはりそこは現実的ではないだろうといったところで、もう少し他区の事例等を含めてそういったものを検討していこうということになっておりますので、その対象も含めて今後のことというふうに思っております。

あと家賃助成制度について必要かというところの御質問がありましたけれども、そこにつきましても、この間は民間ストックの活用ということで取り組んでまいりましたけれども、やはり19区でも既に取り組んでいるといったところから、区でも何らかの取組が必要だろうというふうに考えていたところ、区長の就任ということもありましたので、今回の計画のほうに盛り込んで、今後は推進していきたいというところで、来年度検討で、再来年度からの実施に向けて取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

議長 以上で奥山たえこ議員の質疑を終わります。

〔奥山議員「公約を勝手にねじ曲げちゃ駄目ですよ。今日は時間がないから、ほかの機会でするから」と呼ぶ〕

議長 お席にお戻りください。

それでは、堀部やすし議員、お願いいたします。

堀部議員 岸本区長の選挙公報の記載を踏まえまして、今日は3点指摘しておきます。

第1に、まずは情報公開の徹底は区長の選挙公報の記載でありました。まず情報公開条例の改正及び情報公開条例施行規則の改正が示されなかったことは遺憾であります。まず根本ルールである条例及び施行規則を日本一の水準にせずして情報公開が徹底されることはないことを指摘します。

第2に、利用者や現場の声から民営化を考え直す、区長の選挙公報の記載でありました。これまで話題になっておらず、速やかに対応が必要なものとしてケアハウス今川があります。今後についてどう整理されているか。

現在、PFI方式が導入されていますけれども、令和6年2月末に終了予定です。1年3か月後です。公営化するにせよ、次の事業者を公募するにせよ、準備の都合上もう方針決定が必要ですが、計画からは読み取れません。見解を求めます。

指定管理者制度との関係では、杉並芸術会館の芸術監督のように任期満了が来年6月に迫っているものもあります。もう半年後です。芸術監督は任期3年ですので、この機会を逃すと区長の任期中もう替えられません。現在79歳の芸術監督を今後も継続させるのか否か答弁を求めます。

指定管理者制度が導入されている施設については、「さとこビジョン」の中でもあんさんぶる荻窪の廃止、杉並区立科学館の廃止、阿佐谷けやき公園プールの廃止、ビーチバレー場設置と維持費の経緯を検証し、公表しますと示されていました。これはどうなったのか。この検証は誰が行うのか、区民意見の聴取、分析などは行われるのか、説明を求めます。

第3に、国保料の負担を軽減も区長の選挙公報の記載でした。これも計画修正に記載がありませんけれども、どうなっているのか。本当に負担軽減は実現できるのか。23区の統一保険料設定だけでなく、将来的な方向性である都内全体での保険料水準の統一など、財政計画を考える上でも無視できない課題ですが、見解を求めます。

議長 ただいまの質疑に対し、答弁をお願いいたします。

高齢者施設整備担当課長 私からは、ケアハウス今川の件についてお答えをいたします。

間もなくケアハウス今川の開設から20年ということになりますけれども、今後の方向性につきましては、所管といたしまして、今年度実施している高齢者実態調査の結果ですとか、あと今後の介護需要などを踏まえて検討してまいりたいと存じます。

私からは以上です。

施設マネジメント担当課長 私からは、あんさんぶる荻窪の廃止、科学館の廃止、阿佐谷けやき公園プールの廃止の検証に関するお尋ねにお答えいたします。

誰がどのように検証するのか、区民意見を聴取するのかといったところでございますが、こちらにつきましては、施設の廃止等や区における事業の進め方について検証を行うということを予定しておりますので、庁内の関係部署で連携を図りながら取り組んでいきたいと考えております。

また、施設の廃止に当たりましては、計画策定に伴うパブリックコメントや、住民説明会を開催し、意見聴取を実施してきたものでございます。今回の検証につきましては、先ほど申し上げましたとおり、施設の廃止に関する経緯等を再確認するような位置づけになろうかと思っておりますので、改めての区民意見聴取は不要であると考えているところでございます。

私からは以上です。

スポーツ振興課長 私からは、ビーチバレー場設置と維持費に関する検証は誰が行うか、あるいは意見聴取を行うかの点についてお答えいたします。

まずビーチコートの検証につきましては、私どもスポーツ振興課におきまして、設置に至るまでの経緯と開館後の維持費や利用の実績の推移等を踏まえまして検証を行います。その過程におきましては、施設に寄せられております利用者の声、あるいは近隣の声などもきちんと踏まえた上で、所管において検証を行い、庁内での連携を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

なお、検証結果につきましては、区としてオーソライズした上で、区の公式ホームページで公表していく予定でございます。

私からは以上です。

文化・交流課長 芸術監督の制度の見直しについてですけれども、現在、指定管理者制度を含めて様々な検証が行われておりますので、その中で総合的に今、今後の芸術監督制度の在り方について検証等を行っているところでございます。

企画課長 国保料の負担軽減の公約についての対応ということだったかと思えます。こちらについては、計画の内容に盛り込むべきかどうかというところでいうと、計画的に計画事業として行うというためのものではないのかなというところで、計画修正の内容には入れていないというところでございますが、ただ、国保料の負担軽減について、公約に盛り込まれているということは当然承知しておりますので、所管のほうで検討しているという状況かと思えます。

議長 堀部議員、冒頭の情報公開の件は指摘ということではよろしかったですか。

堀部議員 今、部長がいるんだから、答えられるんじゃないの。

デジタル戦略担当部長 情報公開については、これまでも御答弁しているとおおり、条例に

基づいて必要なものはほぼ、または非公開となりますけれども、社会情勢、その他に応じて、できる限り公開していくという姿勢でございます。

堀部議員 まず、情報公開から行こうか。情報公開の手引を変えるといいますが、他の自治体に行くと、運用基準なんていうのは要綱集とか、例規集に載せていますよね。だから、条例改正しないにしても、そこぐらいまではせめてやらないとね。それはしっかりやってもらいたい、見解を求めます。

それから、既に廃止された施設、それから築30年未満の施設を取り壊して設置した施設とかいろいろあって、検証が課題になっていますが、職員が検証したって駄目ですよ。それを先導していったのも議員と職員なんだから、第三者にしっかり検証してもらわないと検証したということにならないし、中立公正で客観的な検証にはならないと思いますが、区長はいかがお考えでしょうか。

それから、国保については計画にのせるものじゃないという話がありました。しかし、これは、区と東京都が保険者の一角となって計画的な対応が求められております。今日、部長はいないのかな、分からないけれども。計画的にやれと言われていることなんだから、区でもどうするかは計画にのせていかないと、計画的な遂行にならないし、ほっておくと大変なことになりかねないですが、見解を求めます。

議長 ただいまの質疑に対し、答弁をお願いいたします。

デジタル戦略担当部長 手引の公開に関するお尋ねですが、内部事務の手続ですので、必要な範囲で公開していくと、ただ、できる限り公開していくということで、その中身によってどこまで公開するかというものは検討していきたいと思います。基本的には見られるようにしていきたいという方向性で考えています。（堀部議員「だから、要綱集とか、例規集に載せるのかどうかと聞いているんですよ。先進自治体のように載せているのって」と呼ぶ）要綱ではないので、要綱集にはちょっと載せないと思いますが、何とか要綱という名前ではない、あくまでも手引ですので。ただ、おっしゃっている趣旨の、公開するかどうかという点……（堀部議員「いや、趣旨はそこじゃない。運用基準としてほかは公開しているわけだから。まあ、よく検討してください。公約を破らないようにね」と呼ぶ）

議長 では、続けてお願いします。

施設マネジメント担当課長 私からは、施設の廃止等に伴う検証に関する再度のお尋ねにお答えをいたします。

今回の再編計画の検証につきましては、これまでの取組を踏まえまして、新たな方針を決定していくものというところでございます。そういった観点から、公正公平な検証

等を行うために有識者の方の意見聴取などを行うことを予定しているものでございます。一方で、今回の施設の廃止というものに伴いましては、既に施設の廃止等がなされておりまして、そういったことで新たに方針を定めていくというようなものではないことから、先ほど御答弁申し上げましたとおり、職員の中でしっかりと検証してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

国保年金課長 国保料のお話でございますが、国保料については、国、もしくは東京都が納めるべき、当てるべき納付金額を定め、それに対して保険料を決めて算定していくという形でございますので、まだ東京都のほうから確定的な納付金額については特段お示しされておられませんので、したがって、今の段階で計画をかけるということは難しいというふうに考えているところでございます。

区長 私に質問、今課長が検証のやり方について答えてくれましたけれども、区長にということだったので、私からも一言申し上げます。

議員御指摘のとおり、この検証をどのように行うかというのが本当に重要だと思っております。施設に関しても、契約に関しても多岐にわたっておりまして、これを全部同じような熱量でやるということではないと私は思っております、そのような作業に膨大な時間と費用なりかかるということもありますので、まさにこの検証のデザインの仕方というのが要だと思っております。課長からもあったように、有識者を入れる、外の方を入れて、やっぱり検討委員会のような形を取るとというのが必要な検証もあるかと思えますし、物によっては、私は公契約条例をもっと広く使うようなことで、特に委託ですけども、これを改善したりするようなこともできるのではないかと、今の自分としては考えていまして、今後も職員と丁寧な議論をしていきたいと思っております。

利用者のアンケートという話もよく出てきます。これもほかの議員からの御指摘もあったように、どのようなアンケートを取るかというのによって、結果というのは本当に変わってくるということもあるので、こちらのアンケートの作り方に関しても、やはり社会科学の専門家の協力を得て、そういった協力もしたいというお話もございまして、きちんとデータに関する専門家の助けを得ながら、またアンケートということも、ただ単に取るということではなくて、多角的な方法でやりたいと考えております。

議長 以上で堀部やすし議員の質疑を終わります。

それでは、へんみ純一議員、お願いします。

へんみ議員 私からは、杉並区実行計画のうち、34ページ、施策24、身近に活用できる教育環境の整備・充実及び36ページ、施策29、誰もがスポーツ・運動に親しむことができ

る環境づくりについてお伺いをさせていただきます。

先ほど同様の質問が出ておりましたが、私からも学校施設の有効活用について質問をさせていただきます。

現行の実行計画では、令和6年度には、学校施設の有効活用の本格実施の予定でしたが、修正案では、令和6年度は本格実施に向けた準備となっております。この理由を確認いたします。

次に、高円寺学園の施設の有効活用に向けたモデル事業は令和4年4月から始まったと認識をしておりますが、モデル事業の実施に伴い予約可能者が増えたことによって、モデル事業導入前の利用者は相対的に施設の利用時間が減少したとを感じる方がいらっしゃるのではないか、そういった意見があるか確認をいたします。

また、今後モデル事業を他校に拡大するに当たっても、これまで学校施設を利用されていた地域住民などから同様の意見が出るのではないかと懸念をされますが、区の見解をお尋ねいたします。

最後に、諸室等の利用拡大についてもお尋ねをいたします。現状、高円寺学園では体育館と校庭、多目的ホール、会議室が利用の対象となっていることを認識しておりますが、例えば今後プール等を利用できる対象を増やす考えはあるのか、お伺いをいたします。

議長 ただいまの質疑に対し、答弁をお願いいたします。

学校支援課長 私から、学校施設の有効活用に関連します一連の御質問にお答えいたします。

まず、令和6年度の学校施設の有効活用の取組に関するお尋ねですが、区民、団体の利便性の向上を図る観点から、令和7年にシステム更新を予定しているさざんかネットに一元化していくことを視野に、費用対効果等も含めて総合的に検討していくことが必要であると判断したことから、令和6年度は本格実施に向けた準備として修正をしたところでございます。

次に、高円寺学園におけるモデル事業に対する利用者の方々の声、反応についてのお尋ねでございますが、こちらはシステムの抽せんにより、定期的な活動が難しくなった、あと利用回数が減ったなどの御意見もいただいているところです。その一方で、公平性が高まった、また予約手続の効率化が図られたなどの肯定的な御意見もいただいております。

次に、他校への拡大に当たっての現在の利用者の声、意見に関するお尋ねですが、学校施設の有効活用を進めるに当たりましては、利用枠を拡大いたしまして、こま数を増

やした上で、より多くの方に御利用いただくことが重要と考えております。他校へ展開するに当たりましては、現在、学校施設を利用されている団体の方々とも意見交換等を行いながら、学校施設の有効活用に向けた取組の趣旨や意義を御理解いただけるよう、必要な時間をかけて丁寧に進めてまいります。

最後に、諸室等の利用拡大に関するお尋ねですが、学校施設を多様な活動ができる場として最大限に活用していくことが必要と考えております。諸室等の有効活用の在り方につきましては、プールなども含めまして、現在取り組んでいる高円寺学園のモデル事業を評価、検証する中で整理していくとともに、区民ニーズや学校、地域の実情、費用対効果などを踏まえながら検討を進めてまいります。

私からは以上でございます。

議長 以上でへんみ純一議員の質疑を終わります。

これをもちまして質疑を終了いたします。

以上で本日の全員協議会を閉会いたします。

(午後 5時18分 閉会)